

平成10年度における「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」の実施状況について

参 考 資 料

率先実行計画の数量目標に係る実績数値 ----- P 1
(本省庁・地方支分部局別、各省庁別)

各省庁における率先実行計画に係る具体的取組事例 ----- P31

率先実行計画に係る取組の評価及び今後の課題 ----- P57
(各省庁別)

平成10年度における率先実行計画実施状況調査対象一覧 ----- P86

率先実行計画の数量目標に係る実績数値

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（政府全体） （本省庁・地方支分部局等別）

項目	年度	本省庁	対7年度比 (%)	地方支分部局等	対7年度比 (%)	
用紙類の使用量 (ト)	H7	4,534		26,038		
	H8	5,068	111.8	25,215	96.8	
	H9	5,118	112.9	25,412	97.6	
	H10	5,430	119.8	25,372	97.4	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	1,814		15,689		
	H8	1,657	91.3	14,783	94.2	
	H9	1,388	76.5	12,591	80.3	
	H10	1,115	61.5	10,069	64.2	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0.32		0.05		
	H8	0.80		0.06		
	H9	1.50		0.04		
	H10	3.47		0.48		
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	150.63		101.37		
	H8	152.39	101.2	91.93	90.7	
	H9	158.79	105.4	102.28	100.9	
	H10	163.74	108.7	108.80	107.3	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.35		1.35		
	H8	1.23	91.1	1.31	97.0	
	H9	1.20	88.9	1.25	92.6	
	H10	1.16	85.9	1.19	88.1	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	1,433.1		14,617.1	
		H8	1,417.5	98.9	13,499.0	93.1
		H9	1,467.8	102.4	13,543.8	92.7
		H10	1,409.3	98.3	13,354.0	91.4
	軽油 (キロリットル)	H7	30.6		3,664.2	
		H8	26.7	87.3	3,760.5	102.6
		H9	28.2	92.1	3,801.4	103.7
		H10	30.3	99.0	3,873.2	105.7
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	489.6		177,168.1	
		H8	309.4	63.2	173,468.4	97.9
		H9	345.9	70.6	161,679.4	91.3
		H10	154.1	31.5	162,548.2	91.7
	灯油 (キロリットル)	H7	904.6		51,012.4	
		H8	837.3	92.6	52,093.5	102.1
		H9	1,264.8	139.8	49,152.5	96.4
		H10	1,293.3	143.0	49,977.3	98.0
	都市ガス (千m ³)	H7	5,757.6		78,152.2	
		H8	5,965.1	103.6	77,472.3	99.1
		H9	6,259.0	108.7	85,888.6	109.9
		H10	5,888.3	102.3	96,287.4	123.2
LPG (千m ³)	H7	1.2		22,629.5		
	H8	0.8	66.7	4,234.1	18.7	
	H9	2.3	189.2	4,205.9	18.6	
	H10	4.4	366.7	4,272.3	18.9	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	9,537.0		133,280.8		
	H8	7,990.6	83.8	133,964.4	100.5	
	H9	7,121.3	74.7	149,578.1	112.2	
	H10	6,648.6	69.7	156,266.6	117.2	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	8,577.4		80,982.7		
	H8	6,735.9	78.5	86,829.3	107.2	
	H9	5,407.4	63.0	96,854.7	119.6	
	H10	5,059.4	59.0	102,332.6	126.4	

- 1 関係省庁で策定された業務実行計画対象分は含まれていない。
- 2 平成9年度までの数値については、再度精査をした結果、一部、修正している。
- 3 数値は端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（総理府）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	164.0	58.1	222.1	
	H8	83.8	27.8	111.6	
	H9	113.8	16.1	129.9	
	H10	77.9	15.9	93.8	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	116.2	39.0	155.2	
	H8	0.9	0.0	0.9	
	H9	1.3	0.2	1.5	
	H10	2.3	1.6	3.9	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	3.2	0	2.9	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	92.00	74.37	79.67	
	H8	88.15	60.70	70.84	
	H9	94.17	60.61	73.01	
	H10	103.00	67.54	80.68	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.14	1.01	1.05	
	H8	1.10	0.83	0.93	
	H9	1.10	0.85	0.94	
	H10	1.14	0.73	0.89	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	73.2	1.3	74.5
		H8	82.3	5.7	88.0
		H9	78.1	5.1	83.3
		H10	79.3	5.1	84.4
	軽油 (キロリットル)	H7	0.3	-	0.3
		H8	0.3	-	0.3
		H9	0.3	-	0.3
		H10	0.4	-	0.4
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	-	-
		H8	-	32.0	32.0
		H9	-	30.0	30.0
		H10	-	28.0	28.0
	灯油 (キロリットル)	H7	70.5	25.2	95.7
		H8	92.0	-	92.0
		H9	76.0	-	76.0
		H10	84.0	-	84.0
	都市ガス (千m ³)	H7	32.4	15.1	47.5
		H8	45.2	326.8	372.0
		H9	42.5	328.8	371.3
		H10	41.4	353.3	394.6
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	123.5	46.2	169.7	
	H8	180.4	6.3	186.7	
	H9	156.2	31.3	187.5	
	H10	138.6	26.9	165.5	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	110.3	40.1	150.4	
	H8	157.7	3.7	161.4	
	H9	131.9	15.5	147.4	
	H10	121.2	16.3	137.5	

留意事項（各省庁に共通）

ア 各数値は、各省庁が把握した実績を取りまとめたものであり、個々の省庁毎の職員数や施設規模、業

イ 各省庁における調査対象は、参考資料 に示す本省庁及び地方支分部局等である。

ウ 各欄中、上段は平成7年度、中上段は平成8年度、中下段は平成9年度、下段は平成10年度数値

エ 各欄中、該当のない項目は「-」を、施設形態等により本省庁と地方支分部局等を分離できない場合は

オ 平成8年度中に業務実行計画を策定した省庁にあっては、当該業務実行計画対象業務に係る実績数

カ 端数処理の関係上、必ずしも合計が一致しないことがある。

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（警察庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	132.9	115.1	248.1
		H8	182.7	101.3	284.0
		H9	156.2	104.0	260.2
		H10	163.7	103.3	267.1
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	114.3	97.5	211.8
		H8	102.3	63.0	165.3
		H9	70.1	76.9	147.0
		H10	49.4	62.6	111.9
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	10.0	0	10.0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	198.94	84.43	98.28
		H8	277.83	90.53	110.02
		H9	288.14	87.62	110.07
		H10	287.59	63.34	82.56
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.75	1.48	1.51
		H8	1.10	1.76	1.69
		H9	1.12	2.01	1.91
		H10	1.05	1.27	1.25
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	41.5	180.8	222.4
		H8	41.7	270.6	312.3
		H9	42.7	244.6	287.3
		H10	39.5	285.7	325.2
	軽油 (キロリットル)	H7	-	33.9	33.9
		H8	-	32.7	32.7
		H9	-	32.1	32.1
		H10	-	34.4	34.4
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	144.0	106.4	250.4
		H8	108.0	160.0	268.0
		H9	122.0	63.1	185.1
		H10	102.0	69.1	171.1
	灯油 (キロリットル)	H7	7.9	143.9	151.8
		H8	3.8	150.3	154.0
		H9	2.6	154.3	156.9
		H10	-	285.8	285.8
	都市ガス (千m ³)	H7	-	162.9	162.9
		H8	-	172.1	172.1
		H9	-	140.5	140.5
		H10	-	276.5	276.5
L P G (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	1.1	1.1	
	H10	-	1.0	1.0	
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	0.4	0.4	
	H9	-	0.5	0.5	
	H10	-	0.2	0.2	
熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	1,244.5	1,244.5	
	H10	-	1,192.5	1,192.5	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	581.7	220.5	802.2
		H8	426.6	358.3	784.9
		H9	277.4	611.1	888.5
		H10	234.6	657.0	891.6
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	535.8	162.9	698.7
		H8	396.5	234.9	631.4
		H9	217.1	436.0	653.1
		H10	89.0	518.7	607.7

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（公害等調整委員会）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	2.2		2.2
		H8	2.4		2.4
		H9	2.7		2.7
		H10	2.5		2.5
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	0.7		0.7
		H8	0.7		0.7
		H9	0.1		0.1
		H10	-		-
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0		0
		H8	0		0
		H9	0		0
		H10	0		0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	92.0		92.0
		H8	106.25		106.25
		H9	94.17		94.17
		H10	103.00		103.00
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	2.68	2.68	
		H8	1.33	1.33	
		H9	1.10	1.10	
		H10	1.14	1.14	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	4.0	4.0	
		H8	4.0	4.0	
		H9	3.7	3.7	
		H10	3.9	3.9	
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	3.2	3.2	
		H8	3.7	3.7	
		H9	2.5	2.5	
		H10	2.8	2.8	
	都市ガス (千m ³)	H7	3.5	3.5	
		H8	1.8	1.8	
		H9	1.4	1.4	
		H10	1.4	1.4	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	13.3	13.3	
		H8	7.3	7.3	
		H9	5.2	5.2	
		H10	4.6	4.6	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	11.9	11.9	
		H8	6.3	6.3	
		H9	4.4	4.4	
		H10	4.0	4.0	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（総務庁）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	186.1	42.6	228.7	
	H8	291.5	25.4	316.9	
	H9	255.7	33.9	289.6	
	H10	213.1	25.7	238.8	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	128.8	14.9	143.7	
	H8	220.0	4.2	224.2	
	H9	183.1	6.1	189.2	
	H10	118.8	5.9	124.7	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	2.7	0	1.9	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	125.80	72.38	105.92	
	H8	128.33	101.50	123.01	
	H9	135.15	93.27	126.85	
	H10	129.09	128.14	128.93	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.40	1.33	1.37	
	H8	1.07	0.92	1.04	
	H9	1.42	0.86	1.31	
	H10	1.32	1.10	1.29	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	44.4	65.8	110.2
		H8	40.7	20.4	61.1
		H9	41.7	22.2	63.9
		H10	40.4	19.6	60.0
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	0.0	98.5	98.5
		H8	-	20.0	20.0
		H9	-	11.0	11.0
		H10	-	22.5	22.5
	灯油 (キロリットル)	H7	20.0	38.9	58.8
		H8	15.0	3.7	18.7
		H9	17.0	3.5	20.5
		H10	14.0	4.6	18.6
	都市ガス (千m ³)	H7	359.6	175.8	535.4
		H8	245.8	122.0	367.8
		H9	278.2	74.2	352.3
		H10	242.7	82.8	325.5
	L P G (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	0.1	10.0	10.1
		H9	0.1	11.0	11.1
		H10	0.1	11.3	11.4
熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-	
	H8	-	383.4	383.4	
	H9	-	393.5	393.5	
	H10	-	393.2	393.2	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	111.5	146.3	257.8	
	H8	107.9	111.8	219.8	
	H9	117.7	124.4	242.1	
	H10	149.2	159.2	308.4	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	96.8	64.0	160.8	
	H8	89.3	38.1	127.4	
	H9	74.2	43.3	117.5	
	H10	74.0	54.7	128.6	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（北海道開発庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	6.9	477.1	484.0
		H8	15.8	425.8	441.6
		H9	15.2	431.7	446.9
		H10	13.0	444.6	457.7
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	2.0	297.9	299.9
		H8	4.8	250.7	255.5
		H9	4.6	211.1	215.7
		H10	3.9	197.1	201.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	98.57	148.91	148.11
		H8	103.83	109.05	108.98
		H9	102.76	123.20	122.91
		H10	112.31	125.89	125.70
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.11	2.52	2.50
		H8	0.97	2.10	2.09
		H9	0.92	1.61	1.60
		H10	0.94	1.57	1.56
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	9.2	266.9	276.1
		H8	10.7	263.2	273.8
		H9	13.8	281.5	295.3
		H10	12.8	274.8	287.6
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	2,502.3	2,502.3
		H8	-	2,451.6	2,451.6
		H9	-	2,579.3	2,579.3
		H10	-	2,703.0	2,703.0
	灯油 (キロリットル)	H7	0.7	2,038.2	2,038.9
		H8	-	2,012.6	2,012.6
		H9	-	2,117.3	2,117.3
		H10	-	2,255.2	2,255.2
	都市ガス (千m ³)	H7	15.1	318.6	333.6
		H8	15.2	318.6	333.7
		H9	17.1	263.4	280.6
		H10	15.8	215.8	231.7
L P G (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	23.2	23.2	
	H9	-	26.1	26.1	
	H10	-	26.9	26.9	
熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-	
	H8	-	4,860.0	4,860.0	
	H9	-	4,937.4	4,937.4	
	H10	-	4,937.6	4,937.6	
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	33.2	33.2	
	H9	-	35.1	35.1	
	H10	-	30.0	30.0	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	6.4	997.3	1,003.7
		H8	5.7	1,032.5	1,038.2
		H9	5.9	797.2	803.2
		H10	8.6	1,088.7	1,097.3
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	5.1	498.6	503.8
		H8	4.4	726.4	730.9
		H9	4.6	532.0	536.6
		H10	2.8	688.5	691.3

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（防衛庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	68.0	3,191.9	3,259.9
		H8	87.1	3,176.4	3,263.6
		H9	64.3	3,385.5	3,449.8
		H10	86.6	3,122.6	3,209.2
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	62.0	2,216.9	2,278.9
		H8	26.2	2,324.3	2,350.5
		H9	19.3	1,613.4	1,632.7
		H10	25.8	1,247.8	1,273.6
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	*	*	106.84
		H8	*	*	108.61
		H9	*	*	108.75
		H10	*	*	116.33
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	*	*	2.64
		H8	*	*	2.62
		H9	*	*	2.49
		H10	*	*	2.40
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	73.9	562.3	636.2
		H8	74.0	587.3	661.3
		H9	73.0	597.9	670.9
		H10	68.9	576.8	645.7
	軽油 (キロリットル)	H7	-	16.5	16.5
		H8	0.6	16.2	16.8
		H9	-	19.9	19.9
		H10	-	17.7	17.7
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	2,219.2	2,219.2
		H8	-	2,290.5	2,290.5
		H9	-	2,366.5	2,366.5
		H10	-	2,332.2	2,332.2
	灯油 (キロリットル)	H7	*	*	8,418.1
		H8	*	*	8,419.1
		H9	*	*	8,447.2
		H10	511.3	7,879.0	8,390.3
	都市ガス (千m ³)	H7	-	878.6	878.6
		H8	-	971.8	971.8
		H9	-	1,024.7	1,024.7
		H10	-	1,088.9	1,088.9
L P G (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	7.5	7.5	
	H9	-	3.0	3.0	
	H10	-	4.0	4.0	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	*	*	3,158.9
		H8	*	*	3,168.0
		H9	*	*	3,249.8
		H10	*	*	3,586.3
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	-	1,855.9	1,855.9
		H8	-	1,886.3	1,886.3
		H9	-	1,949.5	1,949.5
		H10	*	*	2,175.8

*は、同一敷地内に、本庁以外の組織があるため、本省庁分のみ取り出すことができないものであ

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（経済企画庁）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)	H7	77.6		77.6
	H8	76.0		76.0
	H9	84.6		84.6
	H10	93.5		93.5
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	0.5		0.5
	H8	0.5		0.5
	H9	0.2		0.2
	H10	2.2		2.2
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0		0
	H8	0		0
	H9	0		0
	H10	0		0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)	H7	126.52		126.52
	H8	123.98		123.98
	H9	128.98		128.98
	H10	140.58		140.58
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	0.98	0.98	
	H8	0.86	0.86	
	H9	0.81	0.81	
	H10	0.84	0.84	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	40.1	40.1
		H8	35.7	35.7
		H9	36.1	36.1
		H10	31.1	31.1
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	4.9	4.9
		H8	-	-
		H9	-	-
		H10	-	-
	都市ガス (千m ³)	H7	95.6	95.6
		H8	121.3	121.3
		H9	118.7	118.7
		H10	112.1	112.1
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	37.5	37.5	
	H8	223.5	223.5	
	H9	232.6	232.6	
	H10	166.3	166.3	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	30.0	30.0	
	H8	197.1	197.1	
	H9	209.3	209.3	
	H10	125.9	125.9	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（科学技術庁）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	50.4	74.4	124.8	
	H8	62.8	66.8	129.6	
	H9	107.2	75.0	182.2	
	H10	87.8	84.7	172.5	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	15.5	35.7	51.2	
	H8	18.8	25.5	44.3	
	H9	32.7	27.5	60.2	
	H10	26.2	34.4	60.6	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	0	0	0	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	145.04	122.36	141.26	
	H8	152.71	170.79	154.74	
	H9	164.03	163.24	163.95	
	H10	173.19	153.87	171.15	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.52	0.11	0.77	
	H8	1.43	1.46	1.43	
	H9	1.55	1.63	1.56	
	H10	2.03	1.36	1.96	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	49.3	24.5	73.9
		H8	50.9	33.1	84.0
		H9	54.0	31.9	85.9
		H10	52.5	29.3	81.7
	軽油 (キロリットル)	H7	-	11.1	11.1
		H8	-	12.9	12.9
		H9	-	12.1	12.1
		H10	2.9	12.4	15.3
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	298.8	298.8
		H8	-	162.0	162.0
		H9	-	198.0	198.0
		H10	-	230.6	230.6
	灯油 (キロリットル)	H7	7.1	456.9	464.0
		H8	20.2	867.0	887.2
		H9	15.3	873.8	889.2
		H10	10.5	839.3	849.8
	都市ガス (千m ³)	H7	25.9	3,671.4	3,697.3
		H8	73.2	4,119.8	4,193.0
		H9	95.0	4,580.9	4,675.9
		H10	112.7	5,031.4	5,144.1
	L P G (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	3.2	3.2
		H10	-	3.2	3.2
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	2.5	2.5	
	H9	-	-	-	
	H10	-	0.0	0.0	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	50.4	49.8	100.2	
	H8	25.0	427.1	452.1	
	H9	25.0	569.8	594.8	
	H10	25.0	509.7	534.7	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	33.6	22.3	55.9	
	H8	20.0	313.9	333.9	
	H9	20.0	354.4	374.4	
	H10	20.0	334.0	354.0	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（環境庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	77.3	25.0	102.3
		H8	76.0	25.2	101.2
		H9	67.7	22.4	90.1
		H10	67.0	22.0	89.0
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	2.2	3.6	5.8
		H8	1.7	1.4	3.1
		H9	1.6	0.7	2.3
		H10	1.0	0.6	1.6
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0.9	0	0.9
		H8	2.8	0	2.6
		H9	5.3	0	4.8
		H10	8.5	0	7.9
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	103.96	364.74	292.08
		H8	114.84	365.62	293.24
		H9	116.22	358.91	291.16
		H10	107.39	359.72	282.63
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	0.94	1.85	1.60
		H8	1.03	1.84	1.61
		H9	0.97	1.84	1.60
		H10	0.98	1.88	1.61
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	67.5	6.4	73.9
		H8	72.6	5.5	78.1
		H9	88.1	5.7	93.8
		H10	88.6	5.6	94.2
	軽油 (キロリットル)	H7	2.1	2.8	4.9
		H8	1.2	2.3	3.5
		H9	3.2	2.1	5.3
		H10	1.8	2.1	3.9
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	0.2	-	0.2
		H10	1.3	-	1.3
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	171.8	34.0	205.8
		H8	174.2	38.0	212.2
		H9	195.4	36.0	231.4
		H10	22.8	44.0	66.8
	灯油 (キロリットル)	H7	44.5	0.1	44.6
		H8	46.3	0.1	46.4
		H9	49.5	3.5	53.0
		H10	70.0	3.4	73.4
	都市ガス (千m ³)	H7	134.0	3,816.9	3,950.9
		H8	113.5	3,910.1	4,023.6
		H9	353.8	3,786.3	4,140.1
		H10	340.2	3,902.4	4,242.7
	L P G (千m ³)	H7	1.2	-	1.2
		H8	0.7	-	0.7
		H9	2.2	-	2.2
		H10	4.3	-	4.3
	軽油 (キロリットル)	H7	-	0.3	0.3
		H8	1.6	0.1	1.7
		H9	0.0	0.2	0.2
		H10	1.5	0.1	1.6
	ガソリン (キロリットル)	H7	-	-	-
		H8	2.0	-	2.0
		H9	0.0	-	0
		H10	-	-	-
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	160.9	142.8	303.7
		H8	204.6	129.5	334.2
		H9	212.5	108.2	320.7
		H10	155.8	122.1	278.0
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	102.7	103.2	205.9
		H8	135.2	94.6	229.8
		H9	65.9	84.9	150.8
		H10	78.9	94.6	173.5

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（沖縄開発庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	1.2	20.6	21.8
		H8	9.6	29.1	38.7
		H9	12.6	35.2	63.5
		H10	10.6	40.0	50.7
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	0.0	20.0	20.0
		H8	0.0	26.0	26.0
		H9	0.0	0.0	0
		H10	0.0	37.9	38.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	92.00	180.41	168.19
		H8	88.15	186.63	173.03
		H9	94.17	186.77	177.06
		H10	103.00	139.75	137.67
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.14	1.72	1.64
		H8	1.10	1.72	1.64
		H9	1.10	1.54	1.50
		H10	1.14	1.10	1.11
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	5.2	28.4	33.6
		H8	5.0	29.4	34.4
		H9	6.2	40.6	46.7
		H10	7.4	84.9	92.2
	軽油 (キロリットル)	H7	-	1.9	1.9
		H8	-	2.2	2.2
		H9	-	2.7	2.7
		H10	-	7.4	7.4
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	5.0	-	5.0
		H8	5.0	-	5.0
		H9	4.0	-	4.0
		H10	4.4	-	4.4
	都市ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	2.4	-	2.4
		H9	2.2	5.7	7.9
		H10	2.1	5.5	7.6
	L P G (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	3.1	3.1
		H10	-	3.8	3.8
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	8.8	72.0	80.8
		H8	9.4	108.0	117.4
		H9	9.1	84.0	93.1
		H10	7.2	57.0	64.2
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	7.9	-	7.9
		H8	8.2	-	8.2
		H9	5.9	39.5	45.4
		H10	6.3	132.6	138.9

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（国土庁）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	75.5	0.1	75.6	
	H8	88.8	0.2	89.0	
	H9	83.0	0.3	83.3	
	H10	87.2	0.3	87.6	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	68.7	0.1	68.8	
	H8	26.7	0.2	26.9	
	H9	22.1	0.2	22.3	
	H10	0.9	0.3	1.2	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	0	0	0	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	142.05	37.65	134.16	
	H8	156.77	38.49	147.86	
	H9	157.20	36.51	148.10	
	H10	159.12	39.02	150.07	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	0.82	0.15	0.77	
	H8	0.79	0.13	0.74	
	H9	0.80	0.12	0.75	
	H10	0.80	0.09	0.74	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	40.6	0.7	41.3
		H8	40.8	0.6	41.4
		H9	41.2	0.5	41.7
		H10	37.0	0.7	37.6
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	0.0	-	0.0
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	-	-	-
	灯油 (キロリットル)	H7	0.0	-	0.0
		H8	0.0	-	0.0
		H9	0.0	-	0.0
		H10	-	-	-
	都市ガス (千m ³)	H7	144.6	-	144.6
		H8	135.8	-	135.8
		H9	114.5	-	114.5
		H10	119.9	-	119.9
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	158.8	-	158.8	
	H8	166.9	-	166.9	
	H9	123.6	-	123.6	
	H10	118.7	-	118.7	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	115.0	-	115.0	
	H8	109.0	-	109.0	
	H9	68.3	-	68.3	
	H10	62.8	-	62.8	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（法務省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	90.9	611.9	702.8
		H8	107.5	822.6	930.1
		H9	113.2	801.7	914.9
		H10	236.1	722.3	958.4
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	2.8	431.1	433.9
		H8	8.7	408.5	417.2
		H9	9.7	504.8	514.5
		H10	98.7	363.2	461.9
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	152.12	82.60	90.01
		H8	150.89	88.65	96.45
		H9	153.75	100.29	107.62
		H10	157.03	103.24	110.45
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	0.64	0.67	0.66
		H8	0.67	0.91	0.88
		H9	0.64	1.31	1.22
		H10	0.70	1.32	1.24
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	56.1	447.4	503.6
		H8	55.9	447.9	503.8
		H9	54.4	479.8	534.2
		H10	62.8	415.7	478.4
	軽油 (キロリットル)	H7	7.2	12.9	20.1
		H8	6.7	53.3	60.0
		H9	5.7	110.6	116.2
		H10	5.1	94.4	99.5
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	591.5	591.5
		H8	-	641.4	641.4
		H9	-	559.0	559.0
		H10	-	542.1	542.1
	灯油 (キロリットル)	H7	-	538.0	538.0
		H8	-	589.1	589.1
		H9	-	589.9	589.9
		H10	-	685.5	685.5
	都市ガス (千m ³)	H7	426.1	802.4	1,228.5
		H8	610.0	1,456.3	2,066.3
		H9	615.4	1,007.8	1,623.2
		H10	688.7	818.0	1,506.6
L P G (千m ³)	H7	-	0.4	0.4	
	H8	-	3.2	3.2	
	H9	-	2.6	2.6	
	H10	-	3.0	3.0	
熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-	
	H8	-	4,991.9	4,991.9	
	H9	-	6,111.6	6,111.6	
	H10	-	7,769.7	7,769.7	
蒸気 (ト)	H7	-	98.5	98.5	
	H8	-	-	-	
	H9	-	-	-	
	H10	-	-	-	
天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	22.0	22.0	
	H10	-	21.6	21.6	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	124.2	721.4	845.6
		H8	228.6	691.0	919.6
		H9	168.0	907.8	1,075.8
		H10	158.9	1,128.5	1,287.5
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	114.9	467.6	582.5
		H8	219.2	649.2	868.3
		H9	157.9	799.7	957.5
		H10	148.6	866.6	1,015.2

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（外務省）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	201.2	0.4	201.6	
	H8	302.2	-	302.2	
	H9	264.5	1.4	265.9	
	H10	277.5	1.8	279.3	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	118.4	0.0	118.4	
	H8	181.2	-	181.2	
	H9	102.2	0.0	102.2	
	H10	92.6	0.0	92.6	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	0	0	0	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)	H7	174.39	60.83	159.80	
	H8	153.58	62.04	143.71	
	H9	156.99	62.23	146.77	
	H10	164.61	65.76	153.88	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	2.29	0.75	2.09	
	H8	1.45	0.75	1.38	
	H9	1.71	0.83	1.61	
	H10	1.54	0.84	1.46	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	62.4	-	62.4
		H8	54.7	-	54.7
		H9	65.3	2.2	67.5
		H10	68.5	0.4	68.9
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	56.9	-	56.9
		H8	89.5	-	89.5
		H9	69.0	-	69.0
		H10	91.1	-	91.1
	都市ガス (千m ³)	H7	607.2	94.0	701.2
		H8	418.6	98.3	516.9
		H9	462.6	90.2	552.8
		H10	489.8	103.4	593.2
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	290.0	19.1	309.1	
	H8	329.7	16.0	345.7	
	H9	326.2	56.0	382.2	
	H10	319.2	62.0	381.2	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	210.0	16.6	226.6	
	H8	224.9	14.0	238.9	
	H9	221.1	43.0	264.1	
	H10	279.0	50.0	329.0	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（大蔵省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	594.3	4,303.2	4,897.6
		H8	602.8	2,870.3	3,473.1
		H9	592.3	3,286.3	3,878.6
		H10	568.0	3,440.9	4,008.9
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	183.5	1,796.7	1,980.2
		H8	186.4	1,384.2	1,570.5
		H9	182.3	1,558.5	1,740.8
		H10	174.5	1,336.8	1,511.3
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0.1	0.1
		H8	0	0.1	0.1
		H9	0	0.1	0.1
		H10	3.3	1.3	1.4
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	192.67	78.32	91.34
		H8	171.57	82.78	95.82
		H9	221.25	85.21	104.54
		H10	247.28	93.27	113.47
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.25	0.97	1.00
		H8	1.32	1.05	1.09
		H9	1.41	1.13	1.17
		H10	1.39	1.12	1.15
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	153.8	1,088.8	1,242.6
		H8	160.4	1,397.0	1,557.5
		H9	155.1	1,440.2	1,595.3
		H10	123.1	1,415.5	1,538.6
	軽油 (キロリットル)	H7	9.3	78.6	87.9
		H8	10.9	99.5	110.4
		H9	10.8	104.7	115.5
		H10	10.2	94.5	104.7
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	20.2	807.0	827.1
		H8	19.2	838.3	857.5
		H9	20.5	865.9	886.4
		H10	19.3	827.4	846.7
	灯油 (キロリットル)	H7	518.0	1,090.3	1,608.3
		H8	400.4	952.1	1,352.5
		H9	363.9	680.9	1,044.8
		H10	370.7	845.6	1,216.2
	都市ガス (千m ³)	H7	520.5	2,393.8	2,914.3
		H8	637.2	2,923.4	3,560.6
		H9	537.0	2,229.0	2,766.0
		H10	411.1	3,445.7	3,856.7
	L P G (千m ³)	H7	-	486.6	486.6
		H8	-	126.8	126.8
		H9	-	60.3	60.3
		H10	-	59.4	59.4
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	0.0	0.0	
	H9	-	0.0	0.0	
	H10	-	0.0	0.0	
熱供給 (千MJ)	H7	-	1,765.7	1,765.7	
	H8	-	15,921.6	15,921.6	
	H9	-	17,240.7	17,240.7	
	H10	-	4,845.5	4,845.5	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	775.4	11,981.1	12,756.5
		H8	872.6	11,953.9	12,826.5
		H9	1,076.6	12,029.3	13,105.9
		H10	1,073.4	12,301.8	13,375.3
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	738.6	3,647.5	4,386.1
		H8	818.5	3,567.5	4,386.0
		H9	876.3	3,953.5	4,829.8
		H10	877.8	3,996.1	4,873.8

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（文部省）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	177.8	8,873.7	9,051.5	
	H8	177.9	9,011.7	9,189.6	
	H9	224.8	9,019.2	9,244.0	
	H10	267.6	9,404.2	9,671.8	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	63.2	5,656.2	5,719.4	
	H8	59.0	5,635.2	5,694.2	
	H9	73.4	4,669.7	4,743.1	
	H10	22.3	3,651.8	3,674.1	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0.2	0.2	
	H8	4.2	0.2	0.2	
	H9	3.4	0.04	0.1	
	H10	6.9	0.3	0.4	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	105.60	61.14	61.47	
	H8	109.24	62.96	63.29	
	H9	137.22	75.63	76.14	
	H10	140.49	86.93	87.40	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.25	1.37	1.37	
	H8	1.50	1.30	1.30	
	H9	1.64	1.20	1.20	
	H10	1.64	1.17	1.17	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	38.5	1,446.4	1,484.9
		H8	36.6	1,394.8	1,431.4
		H9	41.0	1,343.1	1,384.1
		H10	39.4	1,299.9	1,339.3
	軽油 (キロリットル)	H7	0.4	896.6	897.0
		H8	0.2	877.2	877.4
		H9	0.2	885.1	885.3
		H10	0.3	953.4	953.7
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	1.1	-	1.1
		H10	1.3	-	1.3
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	160,980.1	160,980.1
		H8	-	156,924.6	156,924.6
		H9	-	145,435.1	145,435.1
		H10	-	147,274.0	147,274.0
	灯油 (キロリットル)	H7	58.7	9,587.0	9,645.7
		H8	56.0	9,840.9	9,896.9
		H9	24.0	9,746.8	9,770.8
		H10	42.0	9,785.1	9,827.1
	都市ガス (千m ³)	H7	199.7	55,226.0	55,425.8
		H8	266.3	53,454.2	53,720.5
		H9	182.1	59,516.1	59,698.2
		H10	144.6	67,465.3	67,610.0
	L P G (千m ³)	H7	-	2,932.1	2,932.1
		H8	-	3,779.3	3,779.3
		H9	-	3,829.8	3,829.8
		H10	-	3,971.9	3,971.9
	軽油 (キロリットル)	H7	-	0.7	0.7
		H8	-	0.6	0.6
		H9	-	1.0	1.0
		H10	-	16.6	16.6
	熱供給 (千MJ)	H7	-	3,082.6	3,082.6
		H8	-	3,030.9	3,030.9
		H9	-	3,006.0	3,006.0
		H10	-	2,598.4	2,598.4
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	581.9	66,049.9	66,631.8	
	H8	667.7	64,854.2	65,521.8	
	H9	394.2	75,672.7	76,066.9	
	H10	172.7	78,897.9	79,070.6	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	569.9	39,788.7	40,358.6	
	H8	594.6	41,073.9	41,668.5	
	H9	200.8	47,629.3	47,830.1	
	H10	112.7	51,626.7	51,739.4	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（厚生省）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	332.8	2,486.8	2,819.6	
	H8	418.9	2,261.2	2,680.1	
	H9	475.3	2,123.0	2,598.3	
	H10	412.2	2,311.3	2,723.5	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	97.6	1,717.4	1,815.0	
	H8	100.3	1,534.8	1,635.1	
	H9	123.0	1,340.7	1,463.7	
	H10	90.9	1,382.4	1,473.3	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	2.4	0	0.1	
	H10	3.5	0.4	0.7	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	148.65	536.61	472.25	
	H8	149.23	84.36	95.84	
	H9	158.33	125.57	132.05	
	H10	160.24	131.31	137.02	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.17	2.18	2.01	
	H8	0.73	1.53	1.39	
	H9	0.79	1.51	1.36	
	H10	0.79	1.70	1.52	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	85.1	1,985.9	2,071.0
		H8	84.6	731.3	815.9
		H9	89.1	730.3	819.4
		H10	90.8	720.3	811.0
	軽油 (キロリットル)	H7	-	210.0	210.0
		H8	-	205.4	205.4
		H9	-	205.7	205.7
		H10	-	200.1	200.1
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	1.0	0.0	1.0
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	54.0	759.6	813.6
		H8	-	843.1	843.1
		H9	-	629.3	629.3
		H10	-	708.6	708.6
	灯油 (キロリットル)	H7	-	2,306.9	2,306.9
		H8	-	2,084.7	2,084.7
		H9	-	142.7	142.7
		H10	-	628.4	628.4
	都市ガス (千m ³)	H7	375.9	863.3	1,239.1
		H8	405.1	351.6	756.7
		H9	428.4	1,503.9	1,932.2
		H10	428.5	1,606.7	2,035.2
LPG (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	63.1	63.1	
	H9	-	83.7	83.7	
	H10	-	14.4	14.4	
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	1,238.8	1,238.8	
	H9	-	35.2	35.2	
	H10	-	0	0	
熱供給 (千MJ)	H7	-	84.6	84.6	
	H8	-	4,131.6	4,131.6	
	H9	-	4,127.4	4,127.4	
	H10	-	4,228.5	4,228.5	
混合油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	0.1	0.1	
	H9	-	0.1	0.1	
	H10	-	-	-	
天然ガス (千m ³)	H7	-	10.7	10.7	
	H8	-	9.8	9.8	
	H9	-	0	0	
	H10	-	9.4	9.4	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	551.7	37,528.1	38,079.8	
	H8	598.5	38,642.8	39,241.3	
	H9	584.2	43,279.3	43,863.5	
	H10	565.9	45,369.2	45,935.0	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	545.3	25,593.5	26,138.8	
	H8	421.2	29,849.2	30,270.4	
	H9	373.7	32,780.2	33,153.9	
	H10	352.8	33,374.4	33,727.2	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（農林水産省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	607.8	1,822.7	2,430.5
		H8	487.0	1,798.4	2,285.4
		H9	543.5	1,733.1	2,276.6
		H10	557.4	1,677.0	2,234.4
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	235.5	1,122.1	1,357.6
		H8	101.8	1,000.1	1,101.9
		H9	49.9	881.5	931.4
		H10	100.1	727.0	827.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0.02	0.02
		H9	0	0.02	0.02
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	103.19	89.45	89.89
		H8	103.97	89.20	89.68
		H9	107.66	96.06	96.41
		H10	109.98	94.92	95.36
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	2.39	1.38	1.41
		H8	2.41	1.24	1.28
		H9	1.44	1.10	1.11
		H10	1.39	0.94	0.95
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	117.2	5,847.2	5,964.4
		H8	114.9	5,660.2	5,775.1
		H9	117.0	5,644.7	5,761.7
		H10	117.6	5,583.1	5,700.7
	軽油 (キロリットル)	H7	-	2,037.0	2,037.0
		H8	-	2,303.8	2,303.8
		H9	-	2,070.3	2,070.3
		H10	-	2,080.2	2,080.2
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	4,482.0	4,482.0
		H8	-	5,117.7	5,117.7
		H9	-	5,165.5	5,165.5
		H10	-	4,310.7	4,310.7
	灯油 (キロリットル)	H7	-	14,766.6	14,766.6
		H8	-	15,887.4	15,887.4
		H9	-	15,035.7	15,035.7
		H10	-	14,791.8	14,791.8
	都市ガス (千m ³)	H7	166.7	4,951.6	5,118.3
		H8	162.7	3,399.9	3,562.7
		H9	164.2	5,232.2	5,396.5
		H10	163.5	4,914.8	5,078.3
L P G (千m ³)	H7	-	19,149.1	19,149.1	
	H8	-	140.9	140.9	
	H9	-	107.9	107.9	
	H10	-	99.7	99.7	
軽油 (キロリットル)	H7	-	3.0	3.0	
	H8	-	22.9	22.9	
	H9	-	6.9	6.9	
	H10	-	7.1	7.1	
熱供給 (千MJ)	H7	-	339.1	339.1	
	H8	-	88,202.6	88,202.6	
	H9	-	88,050.6	88,050.6	
	H10	-	102,188.0	102,188.0	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	481.5	4,493.4	4,974.9
		H8	452.0	4,332.0	4,784.0
		H9	393.1	4,068.2	4,461.3
		H10	337.3	3,729.7	4,067.0
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	456.3	3,193.4	3,649.6
		H8	417.8	2,606.7	3,024.5
		H9	307.0	2,409.6	2,716.6
		H10	222.6	2,503.1	2,725.7

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（通商産業省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	629.3	307.5	936.8
		H8	932.2	322.8	1,255.0
		H9	817.6	371.8	1,189.4
		H10	845.6	384.9	1,230.5
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	177.4	127.3	304.7
		H8	287.6	111.7	399.3
		H9	234.9	110.3	345.2
		H10	144.3	90.5	234.7
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	1.3	0	0.5
		H8	1.3	0	0.5
		H9	2.7	0	1.0
		H10	6.8	2.2	4.2
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	166.72	174.68	172.81
		H8	178.09	210.64	202.80
		H9	178.38	237.00	222.82
		H10	181.36	254.96	231.06
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.03	1.39	1.30
		H8	0.99	2.66	2.26
		H9	0.89	1.77	1.57
		H10	0.82	1.39	1.25
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	102.8	131.7	234.5
		H8	100.0	108.2	208.2
		H9	115.4	112.1	227.5
		H10	92.7	111.7	204.4
	軽油 (キロリットル)	H7	2.5	16.4	18.9
		H8	1.7	12.2	13.9
		H9	1.8	18.5	20.4
		H10	1.7	19.4	21.1
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	3.7	-	3.7
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	2.3	605.8	608.1
		H8	8.0	570.5	578.5
		H9	8.0	496.0	504.0
		H10	10.0	511.9	521.9
	灯油 (キロリットル)	H7	-	9,240.0	9,240.0
		H8	2.6	8,941.0	8,943.5
		H9	6.0	9,464.2	9,470.2
		H10	-	9,736.2	9,736.2
	都市ガス (千m ³)	H7	379.1	362.1	741.2
		H8	171.2	1,259.8	1,431.0
		H9	257.3	1,190.8	1,448.1
		H10	116.1	1,634.2	1,750.3
	L P G (千m ³)	H7	-	18.0	18.0
		H8	-	17.3	17.3
		H9	-	20.0	20.0
		H10	-	18.7	18.7
	軽油 (キロリットル)	H7	0.1	-	0.1
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	-	-	-
	熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-
		H8	-	2,792.9	2,792.9
		H9	-	2,498.8	2,498.8
		H10	-	2,280.7	2,280.7
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	2,489.8	1,081.9	3,571.7
		H8	1,111.6	1,459.0	2,570.6
		H9	963.5	1,470.4	2,433.9
		H10	1,006.3	1,376.8	2,383.0
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	2,423.9	785.2	3,209.1
		H8	1,022.7	860.2	1,882.9
		H9	882.3	765.1	1,647.4
		H10	870.5	796.4	1,666.9

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（運輸省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	116.9	320.1	437.0
		H8	138.9	355.5	494.4
		H9	157.1	406.5	563.6
		H10	148.6	562.4	711.0
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	40.2	227.6	267.8
		H8	45.8	204.8	250.6
		H9	51.7	176.7	228.4
		H10	49.6	163.0	212.5
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	2.5	0	0.7
		H8	5.0	0	1.4
		H9	7.3	0	1.9
		H10	5.0	0.9	2.0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	158.08	82.46	88.31
		H8	162.58	77.02	83.64
		H9	176.50	80.15	87.60
		H10	181.87	104.67	110.64
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.80	1.13	1.18
		H8	1.74	0.96	1.02
		H9	1.99	1.22	1.28
		H10	1.75	1.07	1.12
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	51.1	103.2	154.4
		H8	47.2	104.1	151.2
		H9	51.0	86.6	137.5
		H10	42.9	100.2	143.1
	軽油 (キロリットル)	H7	0.4	7.0	7.4
		H8	0.2	8.7	8.9
		H9	0.3	13.8	14.1
		H10	0.2	7.1	7.3
	天然ガス (m ³)	H7	25.7	-	25.7
		H8	23.0	-	23.0
		H9	77.3	-	77.3
		H10	66.6	-	66.6
	メタノール (リットル)	H7	-	-	-
		H8	17.4	-	17.4
		H9	104.8	-	104.8
		H10	96.8	-	96.8
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	468.5	468.5
		H8	-	460.8	460.8
		H9	-	491.2	491.2
		H10	-	417.3	417.3
	灯油 (キロリットル)	H7	106.3	175.6	281.9
		H8	101.8	140.6	242.4
		H9	113.3	102.5	215.8
		H10	91.9	95.3	187.2
	軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	2.6	2.6
		H10	-	0.4	0.4
	都市ガス (千m ³)	H7	341.9	771.9	1,113.7
		H8	362.9	505.4	868.3
		H9	402.4	785.8	1,188.2
		H10	326.0	947.5	1,273.5
	L P G (千m ³)	H7	-	0.2	0.2
		H8	-	17.8	17.8
		H9	-	9.5	9.5
		H10	-	9.6	9.6
	熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-
		H8	-	7,138.1	7,138.1
		H9	-	10,173.4	10,173.4
		H10	-	8,581.1	8,581.1
	蒸気 (ト)	H7	-	0.2	0.2
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	-	-	-
天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-	
	H8	-	25.5	25.5	
	H9	-	56.5	56.5	
	H10	-	40.4	40.4	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	892.0	988.4	1,880.4	
	H8	850.3	933.3	1,783.6	
	H9	799.1	978.5	1,777.6	
	H10	816.0	1,160.1	1,976.1	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	737.1	810.7	1,547.7	
	H8	736.9	815.6	1,552.5	
	H9	716.7	873.5	1,590.2	
	H10	747.6	869.3	1,616.9	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（郵政省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	424.5	1,160.1	1,584.6
		H8	415.1	1,291.7	1,706.8
		H9	424.1	1,291.9	1,716.0
		H10	494.0	1,080.5	1,574.6
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	150.2	506.8	657.0
		H8	129.5	527.1	656.6
		H9	100.1	382.7	482.8
		H10	6.0	119.7	125.8
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	3.0	0	0.6
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	212.54	130.39	147.21
		H8	205.35	137.51	152.11
		H9	197.28	152.58	159.63
		H10	200.25	154.34	161.56
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.06	0.80	0.85
		H8	0.97	0.74	0.79
		H9	1.09	0.74	0.80
		H10	1.02	0.69	0.74
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	51.7	292.4	344.1
		H8	50.3	302.3	352.5
		H9	51.3	286.2	337.5
		H10	47.7	298.6	346.2
	軽油 (キロリットル)	H7	0.8	21.3	22.1
		H8	0.0	19.6	19.6
		H9	0.8	25.5	26.3
		H10	1.3	24.7	26.0
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	0.4	-	0.4
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	1.3	590.8	592.1
		H8	0.0	447.7	447.7
		H9	0.0	465.3	465.3
		H10	0.0	370.3	370.4
	灯油 (キロリットル)	H7	-	161.8	161.8
		H8	-	138.5	138.5
		H9	-	163.8	163.8
		H10	-	162.9	162.9
	都市ガス (千m ³)	H7	737.1	766.6	1,503.7
		H8	694.5	837.4	1,531.9
		H9	654.2	790.2	1,444.4
		H10	486.4	825.5	1,311.8
	L P G (千m ³)	H7	-	1.1	1.1
		H8	-	1.5	1.5
		H9	-	2.3	2.3
		H10	-	1.4	1.4
	軽油 (キロリットル)	H7	-	0.4	0.4
		H8	-	0.4	0.4
		H9	-	0.2	0.2
		H10	-	-	-
	熱供給 (千MJ)	H7	-	8,606.9	8,606.9
		H8	-	9,769.0	9,769.0
		H9	-	9,788.2	9,788.2
		H10	-	11,775.9	11,775.9
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	876.9	1,849.2	2,726.1
		H8	396.6	1,663.4	2,060.1
		H9	232.3	1,691.4	1,923.7
		H10	151.3	1,541.8	1,693.1
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	826.9	1,229.9	2,056.8
		H8	331.6	1,149.7	1,481.3
		H9	102.1	1,185.6	1,287.7
		H10	93.6	1,009.0	1,102.6

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（労働省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	130.7	1,363.7	1,494.4
		H8	125.3	1,551.0	1,676.2
		H9	132.0	1,440.8	1,572.8
		H10	286.5	1,143.6	1,430.1
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	49.4	976.3	1,025.7
		H8	15.4	661.1	676.5
		H9	18.4	674.7	693.1
		H10	18.4	378.9	397.4
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0.1	0.1
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	142.95	81.26	83.44
		H8	157.94	86.20	88.78
		H9	126.58	73.47	77.47
		H10	123.63	76.05	79.50
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	0.82	0.99	0.99
		H8	0.79	1.00	1.00
		H9	0.87	0.95	0.94
		H10	0.87	0.98	0.97
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	40.6	1,003.6	1,044.2
		H8	42.3	1,130.8	1,173.0
		H9	42.8	1,070.2	1,113.0
		H10	46.6	1,121.2	1,167.9
	軽油 (キロリットル)	H7	-	0	0
		H8	-	1.5	1.5
		H9	-	17.0	17.0
		H10	-	15.6	15.6
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	1,827.4	1,827.4
		H8	-	1,820.1	1,820.1
		H9	-	1,810.6	1,810.6
		H10	-	1,801.8	1,801.8
	灯油 (キロリットル)	H7	-	1,314.9	1,314.9
		H8	-	1,286.9	1,286.9
		H9	-	1,290.2	1,290.2
		H10	-	1,290.2	1,290.2
	都市ガス (千m ³)	H7	212.8	1,044.2	1,257.0
		H8	199.0	1,094.1	1,293.2
		H9	210.9	1,130.1	1,341.0
		H10	214.0	1,062.6	1,276.7
L P G (千m ³)	H7	-	29.1	29.1	
	H8	-	27.2	27.2	
	H9	-	26.8	26.8	
	H10	-	30.2	30.2	
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	-	-	
	H10	-	-	-	
熱供給 (千MJ)	H7	-	-	-	
	H8	-	44.4	44.4	
	H9	-	44.4	44.4	
	H10	-	51.5	51.5	
白灯油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	-	-	
	H10	-	6.0	6.0	
LSA重油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	-	-	
	H10	-	4.6	4.6	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	242.0	1,816.5	2,058.5
		H8	254.1	2,107.2	2,361.3
		H9	213.5	2,003.3	2,216.8
		H10	273.1	2,484.9	2,758.0
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	175.3	1,345.6	1,520.9
		H8	165.9	1,521.7	1,687.7
		H9	149.1	1,663.5	1,812.6
		H10	155.7	1,939.6	2,095.3

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（建設省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	178.8	751.8	930.6
		H8	172.0	1,010.5	1,182.5
		H9	174.9	772.8	947.7
		H10	171.2	739.3	910.5
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	83.3	387.1	470.3
		H8	75.1	608.5	683.6
		H9	52.7	344.4	397.1
		H10	51.2	261.0	312.3
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	7.7	0.9	1.5
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	158.08	147.63	148.82
		H8	162.58	154.68	155.54
		H9	162.24	161.66	161.73
		H10	161.92	160.12	160.31
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.80	1.71	1.72
		H8	1.74	1.54	1.56
		H9	1.73	1.40	1.43
		H10	1.68	1.46	1.48
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	65.2	1,103.2	1,168.4
		H8	65.2	976.8	1,042.0
		H9	65.1	1,090.1	1,155.2
		H10	64.5	976.5	1,041.0
	軽油 (キロリットル)	H7	-	317.1	317.1
		H8	-	112.4	112.4
		H9	-	295.2	295.2
		H10	-	308.4	308.4
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	720.1	720.1
		H8	-	571.0	571.0
		H9	-	399.2	399.2
		H10	-	332.1	332.1
	灯油 (キロリットル)	H7	-	637.9	637.9
		H8	-	669.3	669.3
		H9	-	739.8	739.8
		H10	-	550.9	550.9
	都市ガス (千m ³)	H7	327.9	1,757.4	2,085.3
		H8	285.6	2,043.0	2,328.6
		H9	316.5	2,094.1	2,410.6
		H10	300.7	2,286.9	2,587.6
L P G (千m ³)	H7	-	13.1	13.1	
	H8	-	15.3	15.3	
	H9	-	15.5	15.5	
	H10	-	13.9	13.9	
軽油 (キロリットル)	H7	-	2.7	2.7	
	H8	-	2.7	2.7	
	H9	-	2.7	2.7	
	H10	-	0.2	0.2	
熱供給 (千MJ)	H7	-	187.5	187.5	
	H8	-	192.1	192.1	
	H9	-	196.3	196.3	
	H10	-	192.3	192.3	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	545.1	1,829.0	2,374.1
		H8	542.8	1,905.5	2,448.3
		H9	490.4	1,768.2	2,258.6
		H10	489.4	1,848.5	2,337.8
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	450.4	1,308.2	1,758.6
		H8	448.3	1,382.6	1,830.9
		H9	423.1	1,220.8	1,643.9
		H10	422.3	1,223.3	1,645.5

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（自治省）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	86.9	9.3	96.2
		H8	101.0	15.3	116.3
		H9	114.4	15.3	129.7
		H10	121.6	17.5	139.1
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	32.5	4.3	36.8
		H8	37.7	4.5	42.2
		H9	23.1	3.4	26.5
		H10	14.2	3.6	17.8
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	5.6	0	4.0
		H10	12.5	0	8.7
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	124.15	47.15	75.33
		H8	171.37	67.68	103.29
		H9	188.10	62.72	105.77
		H10	188.70	69.75	108.62
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	0.59	1.56	1.20
		H8	0.44	1.98	1.45
		H9	0.43	1.34	1.02
		H10	0.53	1.27	1.03
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	22.6	9.7	32.3
		H8	15.3	9.1	24.5
		H9	12.8	9.3	22.0
		H10	13.3	9.2	22.5
	軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-
		H8	0.3	-	0.3
		H9	0.1	-	0.1
		H10	0.1	-	0.1
	天然ガス (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	-	-
		H9	-	-	-
		H10	1.7	-	1.7
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	-	40.0	40.0
		H8	-	77.2	77.2
		H9	-	71.1	71.1
		H10	-	62.7	62.7
	都市ガス (千m ³)	H7	153.5	47.5	201.0
		H8	409.7	55.1	464.9
		H9	409.9	61.3	471.2
		H10	420.6	162.5	583.1
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	156.0	39.6	195.6
		H8	19.4	28.8	48.1
		H9	22.3	31.9	54.2
		H10	22.4	38.2	60.6
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	78.8	12.4	91.2
		H8	8.5	9.8	18.2
		H9	8.4	11.4	19.8
		H10	8.3	15.5	23.8

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（内閣法制局）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	1.3		1.3
		H8	1.4		1.4
		H9	2.1		2.1
		H10	1.8		1.8
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	0.0		0.0
		H8	0.0		0.0
		H9	0.0		0.0
		H10	0.0		0.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0.0		0.0
		H8	0.0		0.0
		H9	0.0		0.0
		H10	0.0		0.0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	97.72		97.72
		H8	99.00		99.00
		H9	101.31		101.31
		H10	112.22		112.22
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.09	1.09	
		H8	1.14	1.14	
		H9	0.90	0.90	
		H10	0.92	0.92	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	14.1	14.1	
		H8	15.0	15.0	
		H9	15.2	15.2	
		H10	14.7	14.7	
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	灯油 (キロリットル)	H7	0.9	0.9	
		H8	0.9	0.9	
		H9	0.1	0.1	
		H10	0.3	0.3	
	都市ガス (千m ³)	H7	-	-	
		H8	19.8	19.8	
		H9	22.2	22.2	
		H10	21.9	21.9	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	5.5	5.5	
		H8	5.4	5.4	
		H9	5.1	5.1	
		H10	7.3	7.3	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	4.4	4.4	
		H8	4.1	4.1	
		H9	3.9	3.9	
		H10	2.4	2.4	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（人事院）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	42.9	14.5	57.4
		H8	29.2	16.3	45.5
		H9	34.1	20.5	54.6
		H10	37.2	19.2	56.5
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	36.2	6.8	43.0
		H8	9.7	5.0	14.7
		H9	11.3	7.3	18.6
		H10	11.7	1.9	13.6
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	0	0	0
		H9	0	0	0
		H10	0	0	0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	72.98	55.86	63.65
		H8	82.12	37.47	57.63
		H9	86.29	49.49	63.65
		H10	90.05	61.27	72.44
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.10	0.53	0.79
		H8	1.00	0.46	0.71
		H9	0.98	0.51	0.69
		H10	1.13	0.60	0.81
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	18.2	12.8	31.0
		H8	17.2	14.9	32.1
		H9	16.9	12.9	29.8
		H10	15.5	12.9	28.4
	軽油 (キロリットル)	H7	-	0.9	0.9
		H8	-	0.4	0.4
		H9	-	0.9	0.9
		H10	-	0.8	0.8
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	69.5	69.5
		H8	-	70.6	70.6
		H9	-	69.7	69.7
		H10	-	14.6	14.6
	灯油 (キロリットル)	H7	-	9.3	9.3
		H8	0.1	9.9	10.0
		H9	0.2	26.9	27.1
		H10	0.4	55.9	56.3
	都市ガス (千m ³)	H7	85.0	21.8	106.8
		H8	83.4	33.9	117.3
		H9	70.5	33.0	103.5
		H10	94.2	37.5	131.7
	L P G (千m ³)	H7	-	-	-
		H8	-	1.0	1.0
		H9	-	-	-
		H10	-	-	-
軽油 (キロリットル)	H7	-	-	-	
	H8	-	-	-	
	H9	-	-	-	
	H10	0.1	-	0.1	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	110.0	19.8	129.8
		H8	37.5	14.3	51.7
		H9	45.9	20.0	66.0
		H10	41.8	99.8	141.5
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	80.0	16.7	96.7
		H8	32.0	13.1	45.1
		H9	41.5	18.0	59.5
		H10	37.4	30.5	67.9

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（公正取引委員会）

項目	年度	本省庁	地方支分部局等	合計	
用紙類の使用量 (ト)	H7	45.3	5.9	51.2	
	H8	38.3	6.0	44.3	
	H9	42.2	6.8	49.0	
	H10	32.7	5.6	38.3	
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)	H7	16.0	3.5	19.5	
	H8	11.0	1.8	12.8	
	H9	11.9	1.0	12.9	
	H10	9.0	1.2	10.2	
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)	H7	0	0	0	
	H8	0	0	0	
	H9	0	0	0	
	H10	0	71.4	26.3	
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)	H7	299.70	105.02	236.12	
	H8	147.42	113.50	140.17	
	H9	151.09	116.74	143.62	
	H10	151.04	114.97	143.20	
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)	H7	1.26	3.68	2.05	
	H8	0.64	0.89	0.69	
	H9	0.68	0.90	0.72	
	H10	0.74	0.91	0.78	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	16.3	-	16.3
		H8	14.9	-	14.9
		H9	12.4	-	12.4
		H10	14.3	0.2	14.5
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	5.7	5.7
		H8	-	6.8	6.8
		H9	-	6.8	6.8
		H10	-	6.8	6.8
	灯油 (キロリットル)	H7	-	9.5	9.5
		H8	-	10.3	10.3
		H9	-	6.7	6.7
		H10	-	6.7	6.7
	都市ガス (千m ³)	H7	114.0	1.7	115.7
		H8	114.1	4.8	118.9
		H9	108.3	5.8	114.1
		H10	111.8	6.0	117.7
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)	H7	34.4	29.7	64.1	
	H8	55.3	21.5	76.9	
	H9	40.8	25.3	66.0	
	H10	41.8	20.6	62.4	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)	H7	32.0	19.6	51.6	
	H8	53.1	18.3	71.4	
	H9	38.3	19.5	57.8	
	H10	30.0	17.1	47.1	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（宮内庁）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	7.2	1.8	9.0
		H8	10.8	3.7	14.5
		H9	12.4	2.6	15.0
		H10	12.1	2.1	14.2
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	1.1	0.5	1.6
		H8	1.3	0.3	1.6
		H9	0.2	0.1	0.3
		H10	0.0	0.0	0.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0	0	0
		H8	2.2	0	1.9
		H9	2.2	0	1.7
		H10	4.5	0	3.8
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	39.39	64.00	41.51
		H8	39.65	61.51	41.53
		H9	39.85	78.51	43.19
		H10	49.54	72.64	51.53
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	2.32	1.57	2.28
		H8	2.45	1.25	2.38
		H9	2.97	0.90	2.86
		H10	2.43	0.74	2.34
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	57.2	7.6	64.9
		H8	50.9	6.1	57.0
		H9	51.1	6.2	57.4
		H10	49.7	6.2	56.0
	軽油 (キロリットル)	H7	7.4	0.4	7.7
		H8	4.5	0.2	4.7
		H9	4.7	0.5	5.2
		H10	5.8	0.5	6.3
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	-	0.9	0.9
		H8	-	1.7	1.7
		H9	-	1.8	1.8
		H10	-	1.1	1.1
	灯油 (キロリットル)	H7	-	13.3	13.3
		H8	-	12.8	12.8
		H9	-	13.0	13.0
		H10	-	13.0	13.0
	都市ガス (千m ³)	H7	264.5	8.9	273.3
		H8	251.7	14.0	265.6
		H9	274.6	13.8	288.4
		H10	294.5	14.3	308.8
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	-	-	-
		H8	116.4	-	116.4
		H9	105.7	-	105.7
		H10	102.5	-	102.5
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	-	-	-
		H8	97.9	-	97.9
		H9	84.2	-	84.2
		H10	81.2	-	81.2

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（会計検査院）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	23.2		23.2
		H8	30.5		30.5
		H9	29.8		29.8
		H10	30.3		30.3
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	16.0		16.0
		H8	5.0		5.0
		H9	6.2		6.2
		H10	0.7		0.7
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	0		0
		H8	0		0
		H9	0		0
		H10	0		0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kWh/m ²)		H7	65.71		65.71
		H8	77.13		77.13
		H9	64.00		64.00
		H10	74.50		74.50
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	1.18		1.18
		H8	1.15		1.15
		H9	1.00		1.00
		H10	1.20		1.20
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	31.0	31.0	
		H8	33.7	33.7	
		H9	33.1	33.1	
		H10	31.8	31.8	
	軽油 (キロリットル)	H7	0.1	0.1	
		H8	0.2	0.2	
		H9	0.4	0.4	
		H10	0.3	0.3	
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	重油 (キロリットル)	H7	96.0	96.0	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	-	-	
	都市ガス (千m ³)	H7	35.2	35.2	
		H8	119.0	119.0	
		H9	119.0	119.0	
		H10	145.2	145.2	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	127.9	127.9	
		H8	94.7	94.7	
		H9	95.2	95.2	
		H10	51.6	51.6	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	84.8	84.8	
		H8	14.9	14.9	
		H9	19.3	19.3	
		H10	25.0	25.0	

率先実行計画の数量目標に係る実績数値（金融再生委員会）

項目		年度	本省庁	地方支分部局等	合計
用紙類の使用量 (ト)		H7	-		-
		H8	-		-
		H9	-		-
		H10	26.1		26.1
購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 (ト)		H7	-		-
		H8	-		-
		H9	-		-
		H10	0.0		0.0
公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合 (%)		H7	-		-
		H8	-		-
		H9	-		-
		H10	0		0
事務所の単位面積当たりの電気使用量 (kW/m ²)		H7	-		-
		H8	-		-
		H9	-		-
		H10	199.85		199.85
事務所の単位面積当たりの上水使用量 (m ³ /m ²)		H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	1.25	1.25	
公用車で使用する燃料の量	ガソリン (キロリットル)	H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	12.1	12.1	
	軽油 (キロリットル)	H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	0.3	0.3	
エネルギー供給施設で使用する燃料の量	都市ガス (千m ³)	H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	42.5	42.5	
各事務所から排出される廃棄物の量 (ト)		H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	9.2	9.2	
各事務所から排出される廃棄物中の可燃ごみの量 (ト)		H7	-	-	
		H8	-	-	
		H9	-	-	
		H10	7.1	7.1	

率先実行計画に係る具体的取組事例

1 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
<p>(1) 生産段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択 (ア) 再生紙の使用等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て100%再生紙までには至らないが、コピー用紙類は70%再生紙を使用している。 ・ コピー用紙類については、70%再生紙を使用し把握している。 ・ 白色度のより低い用紙を可能な限り活用する。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 100%再生紙を購入。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙については、白色度約70%のものを使用。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙については、全て環境ラベリング製品を使用している。その他の用紙類については、積極的に推進するよう努力中である。(本庁) ・ 印刷物等における古紙利用率の明記については、今後、義務つける方向で検討中である。(本庁) ・ 事務用品については、極力、エコマークの表示されているものを購入している。(本庁) ・ 可能な限りエコマーク商品を購入している。(地方) ・ バージンパルプの使用を一層削減していく。(地方) ・ 訓練用教範については、再生紙の使用に努める。(地方) ・ 可能な限り、白色度の低い用紙を使用。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式類は、再生紙・非木材を使用している。 ・ 用紙類の購入時には、古紙の利用率を確認し、率の高いものを購入するよう努めている。 ・ 印刷物については、再生紙を使用するよう努めている。 ・ 委託先及び請負先との要領又は仕様書の中で報告書を作成するときには、推奨リスト掲載製品やエコマーク事業対象製品を使用するよう必ず明記している。 ・ 白色度の低い用紙(70%程度以下)の使用に努めている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能・価格等を考慮し、可能な限り調達するよう努めている。 ・ コピー用紙、罫紙等は、環境ラベリング事業対象製品及び古紙配合率70~100%の製品を購入・使用している。 ・ 各局部課単位での用紙類の使用量を把握し、必要に応じて削減を呼びかけている。 ・ 外注印刷物については、可能な限り再生紙の使用に努めている。 ・ 印刷機で使用する用紙を中心に、白色度70%程度のものを使用している。 ・ 事務用封筒については古紙を用いたものを使用し、その旨を明記している。また、トイレットペーパーについても、古紙配合率100%のものを使用している。 	国土庁 法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生紙使用率(コピー用紙100%、事務用封筒100%)。(本省) ・ バージンパルプ使用のコピー用紙を廃止した。(本省) ・ 外交青書、ODA報告書は全て再生紙。(本省) ・ コピー用紙の白色度は80%。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入。(本省) ・ 印刷物等の外注に当たっては、特段の事情がない限り、極力再生紙を使用するよう依頼。(本省、国税庁) ・ 白色度70度の再生コピー用紙を使用(A4:79,252,500枚)。(本省) ・ 再生紙を使用するとともに、可能なものについては、白色度の低い用紙を使用するよう努めている。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙の購入については、ほぼ100%グリーンマーク等表示の製品を購入している。 ・ 文部省著作刊行物について、原則として再生紙使用し、その旨を裏表紙等に表記した。 ・ 平成11年度使用文部省著作教科書(高校生用75点全点、聾養護用29点中25点)において再生紙が使用される。 ・ 極力白色度70%の用紙を選択。 	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙はグリーンマークとエコマーク入りの再生紙を使用しており、その他封筒、紙製フラットファイル、インデックス紙、付箋紙等の一括購入している紙製品については、特段の事情がない限り、再生紙を使用した製品を購入している。 ・外注に出す印刷物のうち、統計調査の印刷物のように、特殊加工を必要とするもの又は特に上質であることを必要とするものを除き、極力再生紙を使用するよう依頼している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙については、再生紙をほぼ100%使用 ・コピー用紙、トイレット・ペーパーは環境ラベリング事業対象製品を使用。 ・古紙含有率100%を入札仕様の条件にしている。 ・外注等による印刷物については再生紙を使用するよう指導している。 ・施行文書など可能な限り白色度の低い用紙を使用している。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等については、白色度70% 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年7月から全ての局所において白色度70の製品を使用している。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は古紙配合率100%、白色度70%のものを使用。(本省) ・事務用箋、封筒等は全て再生紙を使用。(本省) ・トイレットペーパーは100%再生紙のものを全て使用。(本省) ・外注による印刷物の一部に再生紙を使用。(本省) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・P P C用紙については、全て再生紙を使用している。 	内閣法制局
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙は古紙利用率70%。 ・トイレットペーパーは古紙利用率100%。 ・封筒については古紙利用率30%のものを使用。 ・外注等による印刷物は、古紙利用率を明記するまでは至っていないものの、問題とならない印刷物等については、順次導入を行っている。 ・コピー用紙は白色度70%を使用。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・契約対象に白色度70%、古紙含有率100%を追加した。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するコピー用紙、事務用箋、封筒、伝票等の用紙類については、エコマーク対象製品又は、これと同等の再生紙を使用している。 ・用紙類は、100%再生紙を使用しているが、古紙利用率拡大、白色度のより低いものの選択に努めている。 コピー用紙は、古紙利用率100%、白色度70%の再生紙のものを使用している。 事務用箋は、エコマーク対象の再生紙を使用している。 封筒は、古紙利用率100%再生紙のものを使用している。 ・初めて使用する木材パルプの使用状況の把握については、用紙類は再生紙の使用状況を把握し、また、両面コピーの利用拡大、ミスプリントの再利用等を勧め、使用量の削減に努めている。 ・外注等の印刷物については、再生紙を使用するよう努力している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・P P C用紙については、全てラベリング事業対象製品となっている。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、再生紙を使用するよう指定している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・P P C用紙については、全て白色度70%のものとしている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙(再生紙): 11,735,000枚。再生紙導入率100%。 	金融再生委員会
(イ) 再生品等の使用	
<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の一括調達の際には、再生材で作られた物品を積極的に使用している。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックから作られた文具類を使用。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・文具等は可能な限りリサイクル・エコ商品を調達している。 	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> ・文具類については、リサイクル製品を購入。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー、F A X等のトナーカートリッジについて、回収リサイクルのルートが確立しているものを使用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・作業衣等については、今後、再生材料から作られたものを購入する方向で考えている。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・F A X及びプリンター用トナーカートリッジ関係については、リサイクル品を購入。 	科学技術庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 作業衣や運転手の制服にペットボトル再生製品を使用している。 物品の購入の際には、推奨リスト等を参照し、極力環境負荷の少ない製品を選択している。 リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> 性能・価格等を考慮し、可能な限り、再生材料使用品の調達に努めている。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> 文具類について、積極的にリサイクル製品を購入し、使用するよう努めている。 FAX、プリンター等のトナーカートリッジについては、リサイクルのルートが確立しているものを使用している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> 蛍光ペン、シャープペン、メモ用紙など再生材料から作られたものを購入。(本省) 短期レンタルのコピー機(再生品)を利用した(4回延べ5台利用)。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> フラットファイル、ボールペン、蛍光ペン等についてリサイクル商品を購入。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> 蛍光ペン、ボールペン、スティックのり等に再生プラスチック使用製品を使用。 付箋紙、フラットファイル、ガムテープ等に再生紙使用製品を使用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> プリンターカートリッジは、再生部品及び再生材料を使用した製品を購入、又、ペットボトルの再生材を使用した作業服の導入を一部計っている。 コピー用紙の白色度70%のものを使用するなど、より無漂白製品に近いものを購入するよう努めている。 消耗品についても極力再生部品、再生材料製品を購入するよう努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチック文具を使用。 ファイルについて再生材料で作成されたものを使用している。 文具について購入の際、エコマーク商品の購入を考慮している。 トイレトペーパーは、無漂白製品を使用している。 間伐材製更衣ロッカー(2台)及び間伐材製会議テーブル(2台)を購入。 複写機のトナーカートリッジは、リサイクルルートの確立しているものを使用。 ファイル類については再生品を使用。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> 消耗品(ペン類)は、再生材料を使用。 	通商産業省
<ul style="list-style-type: none"> 以下の再生品を購入している。 フラットファイル(A4S):牛乳パックからの再生品 シャープペンシル:食品トレイからの再生品 ボールペン(黒・赤・青):食品トレイからの再生品 チューブファイル:100%再生紙 	運輸省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> 事務用品については再生材料使用品を一部購入し使用。(本省) 鉛筆を購入する際は、産業資材として使用できない小径木で作られたものを選択。(本省) コピー機のトナーカートリッジは業者による回収を徹底。(本省) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> 文具等について、エコマーク、グリーンマーク等のリサイクル商品への切替えを行っている。 おしぼりタオル、ふきん、雑巾については無漂白製品を使用。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> 購入する文具等の製品を可能な限りエコマーク付きのものに移行した。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> 使用する文具等は、調達の際カタログ等により再生材から作られたものを選択している。 間伐材製事務製品等展示会に出席するなどし、利用推進を図っている。 初めて使用する原材料からの文具等を調達する場合にも、カタログ等でリサイクル可能なものを選択している。 再生繊維を使用した作業服の試作品を作製し、既存の服との相違点を確認するため、現場の作業に従事している者に試着を依頼した。その後試着者に相違点を確認したところ、冬季の保温性がやや劣るが、全体的には、あまり相違がない旨回答があった。よって、平成11年度より再生繊維使用の作業服を調達する。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> 推奨リストを参考にするなど、できる限り、再生材料から作られたものを使用するよう努めている。 PPC用紙については、全て無漂白のものとしている。 	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(2) 使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択 (ア) 環境負荷の少ない燃料の使用	
・灯油を購入している。	総理府
・庁舎の暖房用等ボイラー燃料として、灯油を使用している。(本庁)	防衛庁
・施設冷暖房ボイラー用燃料として環境負荷の少ない都市ガスを使用している。	環境庁
・A重油は有害物質の少ない種1号の規格のものを使用している。	
・庁舎冷暖房機運転用燃料については、暖房時は灯油、都市ガスの併用、冷房時は都市ガスを使用している。(本省)	外務省
・LPGを使用している。(地方)	
・冷暖房熱源は、天然ガス・灯油を使用。(本省)	大蔵省
・基本的に都市ガスを使用し、一部灯油を使用している。	文部省
・平成6年度より合同庁舎第5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り替え、可能な限り環境負荷の少ない燃料を使用するよう努めている。	厚生省
・環境負荷の少ないLNG(都市ガス)を使用。	農林産業省
・自家発電用備蓄燃料としてはイオウ分の少ない特A重油を使用。	
・灯油の購入に当たっては、含有硫黄分による汚染防止のため、納入業者から定期的に灯油試験分析表を提出させ、品質保持を図っている。	宮内庁
(イ) 省エネルギー型のOA機器等の導入等	
・パソコン、コピー機等、省エネタイプの機器を選択。	警察庁
・廃棄するOA機器等を廃棄物として処理する適切な業者を選定。	
・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、適切に回収する業者を選定。	総務庁
・機器購入時に、消費電力の低い機種を選定している。	北海道開発庁
・冷蔵庫の廃棄に当たっては、「廃家電管理票」を徴している。	防衛庁
・新規購入時には、省エネ及び環境に配慮した機器の選択に努めている。(本庁)	
・業者回収により適切に処分。(本庁)	
・買い換えに当たっては、よりエネルギー消費の少ないものを選択するよう配慮している。(地方)	
・OA機器等や冷蔵庫中のCFCについて、専門業者に処理を委託している。(地方)	環境庁
・事務機器の購入又は更新の際は、節電機能を有する機器を選択するよう努めている。	
・廃棄するOA機器は、廃棄物処理業者に対し適正に処理するよう指導している。	法務省
・廃棄物処理業者に対し、適正に処理するよう指導している。	
・システムのダウンサイジング化を図る。	外務省
・コピー機については、下取対象物品として更新時の購入業者に引き渡している。	
・コピー機等9品目平均71.4%(エネルギー消費のより少ないもの)。(本省)	
・OA機器等を廃棄物として処理するよう廃棄業者に指導している。(本省)	
・廃棄される冷蔵庫中のCFCについて、下取り電気店が規定どおり回収している(8台分処理)。(本省)	
・国際エネルギー・スター・プログラム及び通産省告示のエネルギー基準に合致したものを調達している。(本省)	大蔵省
・OA機器等については、導入の際に、省エネ機能が整備された製品を選択(省エネ型パソコン等:168台)。(本省)	
・OA機器等の借上げに当たっては、交換又は新規導入時にエネルギー消費のより少ないものを選定している。(本省)	
・OA機器の廃棄は、専門業者に委託(188台)。(本省)	
・冷蔵庫の廃棄は、専門業者に委託(13台)。(本省)	文部省
・概ねエネルギースターマーク付の製品等、省エネ性の高いものを導入。	
・OA機器の廃棄の際は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。	
・廃棄される冷蔵庫中のCFCについては、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。	
・率先実行計画に趣旨を踏まえ、省エネルギー型のOA機器等の導入などをさらに進めた。	
・平成8年12月より厚生本省では、クライアント/サーバー型コンピュータシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現したが、その仕様書において、システムの前提条件として「省電力設計」の指示を行い調達したのを始め、パソコン等OA機器の導入に当たっては、性能、価格等に支障のない限り「省電力設計」を指示し調達を行っている。	厚生省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの購入仕様書に消費電力を明記して購入（202台）。 ・パソコン・複写機ともに「国際エネルギースタープログラム」適合機を導入している。 ・コピー機については、賃貸借契約のためメーカーによる引き取りが確立されている。 ・その他OA機器等は、産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・機器の更改、新規購入に当たっては、仕様規格（最大消費電力量も含む。）を総合的に検討の上、選定している。なお、更改前の機種よりも消費電力は低くなっている。 ・産業廃棄物となる物品の処分については、処分の委託契約により実施し、委託の仕様書において、関係法令に基づき適切な処理をすることを明文化している。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器については、購入の際の仕様書において省エネルギー型である旨を記載。 ・OA機器や冷蔵庫等の新規購入の際、必ず交替引き取りをしてもらっている。 	労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・コピー機等の購入の際、省エネルギー型の機器を選択。（本省） ・コピー機等について省エネ型を使用。（複写機、電子計算機については、国際エネルギースター計画適合機種（エナジースター）を選定） ・OA機器を廃棄する際は業者に適性な処理を強く依頼。 ・冷蔵庫を廃棄する場合は、電気店に引き取りを依頼。 	自治省 人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの購入に係る入札の仕様書において最大消費電力を条件の一つとした。 ・新規購入及び買換えに当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。 ・OA機器等を廃棄する場合は専門業者に委託し、適切に処理するよう依頼している。 ・冷蔵庫を廃棄する場合は、家電専門店で引き取りを依頼している。 	公正取引委員会 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・買換えを行う場合は、エネルギー消費のより少ないものを購入している。 ・廃棄を行う業者には、適切に処理することを条件としている。 	会計検査院
（ウ）節水機器等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> ・機器の必要性等を検討し、導入を進める際は、省エネ性を確認している。 ・廃棄する洗濯機やルームエアコン等を廃棄物として処理する適切な業者の選定。 ・廃棄されるルームエアコン中のCFCについて、適切に回収し、再利用する業者を選定。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン等の新規購入に当たっては、節水型等のものを選択するよう考慮している。 	北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に購入する場合は、節水型のものを選択するよう考慮している。（本庁） ・買い換えに当たっては、節約型のものを選択するよう配慮している。（地方） ・廃棄する洗濯機、ルームエアコン等やルームエアコン中のCFCについて、専門業者に処理を委託している。（地方） 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、ルームエアコン等の買換えに当り節水型の機種を選定することを考慮。 ・撤去するルームエアコンの冷媒については、回収、再利用を図るよう指示している。（本省） 	経済企画庁 外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機の購入に当たっては、節水型の製品を選択。（本省） ・洗濯機及びルームエアコンの廃棄に当たっては、専門業者に委託（洗濯機：15台、エアコン：20台）。（本省） 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、ルームエアコン等については、省エネ性の高いものを購入。 ・廃棄する冷蔵庫、ルームエアコン等は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。 ・廃棄されるルームエアコン中のCFCについては、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・買い換えに当たっては、省エネ、節水型を導入している。 ・廃棄する冷蔵庫、ルームエアコン等は、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理している。 ・廃棄されるルームエアコン中のCFCについては、業者に委託し、適正な処理を行っている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、ルームエアコン等の買換えの場合には最新のものを購入しており、そのほとんどが節水機能付きである。 ・洗濯機、ルームエアコン等の物品購入の際、業者に引き取ってもらい適正に処理してもらっている。 	労働省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、同タイプのアコンと比較をし省エネ性の高いもの選定。 ・洗濯機、ルームアコン等を廃棄する際は業者に適正な処理を強く依頼。 ・廃棄されるルームアコン中のCFCの回収については、廃棄業者に依頼。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機の新規購入及び買換えに当たっては、カタログ等により節水型のものを選択している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機を廃棄する場合は、家電専門店で引き取りを依頼している。 ・洗濯機、ルームアコン等を購入の際には、エネルギー効率のよりよいものを購入するよう努めている。 ・廃棄される冷蔵庫の中のCFCについて、適切に回収し、再利用されることを、廃棄を行う業者が適切に実施することを条件としている。 	会計検査院
(エ) 低公害車等の導入等	
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車にハイブリッド車を1台導入した。 ・次期交換時において、低公害車、低環境負荷型自動車の導入を検討。 ・現在でも2,000cc以下の車種を選定。 	警察庁 公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車にハイブリッド車を1台導入した。 ・平成11年度も導入を予定している。 	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度にハイブリッド車を購入予定である。(本庁) ・車両の更新計画に基づき、計画的に低公害車の導入を検討。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・個別製品リストに掲載されている乗用車を購入した。 ・平成10年度6月19日に決定した地球温暖化対策推進大綱に基づく「政府の率先実行」要領に則り当庁における低公害車導入計画を策定し、平成12年度までに低公害車を導入することとしている。 特に、平成10年度においては低環境負荷型車を導入し、環境負荷に配慮した。 	経済企画庁 科学技術庁
<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費・低公害車導入計画を策定し、計画的に導入している。 ・平成10年度は、新たに低公害車4台(天然ガス車1台、ハイブリッド車3台)を導入した。(本庁：大臣車1台(天然ガス車)・地方：3台(ハイブリッド車)) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・当省が公用車として使用する車種について、機能・価格等の面で導入が可能な低公害車が販売された場合には導入を検討したい。(本省) ・購入した公用車5台のうちエネルギー消費効率の高い車を4台購入(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の更新に当たり、ハイブリッド自動車を1台購入。(本省) ・車の購入に当たっては、大臣車、次官車等を除き、小型車(2,000ccクラス)を選択。(本省) ・ハイブリッド車を1台購入した。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年2月に低公害車(天然ガス自動車)を1台購入し、優先的利用を図った。 平成11年度末までに1台購入予定。 ・使用実態の把握をし、有効活用に努めている。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度、10年度に低公害車(圧縮天然ガス車)を購入し、11年度も1台購入予定であり、12年度予算でも1台要求しているところである。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・更新予定の車両を優先的に低公害車に切り替え、全体の10%以上とするように計画済み。(農林水産技術会議事務局筑波事務所でハイブリット・バスを所有。) ・より環境負荷の少ない車の優先的利用を図るよう努力する。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度までの低公害車導入計画を策定。 ・平成10年度からの3か年計画で、保有する公用車の10%を低公害車に切り替える。 	運輸省 郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の用途、使用実態等を踏まえ、必要最小限の大きさに配慮している。 ・低公害車の導入を積極的に検討(10年度：地方で1台購入)。 	労働省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の走行性能・価格・霰が関近傍地における燃料供給施設の設置状況等を踏まえながら検討。(本省) ・公用車の買換えに当たり、現状より燃費の良いものを選択。(本省) 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度の予算要求において要望中。 ・新車の購入の際は下取り車の大きさを超えないものを選択。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度に購入した公用車7台のうち、5台を低公害車(ハイブリッド車)とし、残り2台を低環境負荷型自動車とした。 ・ハイブリッド車1台導入。なお、今後も条件が整えば、低公害車を導入する計画である。また、現在ある低公害車は、優先的に利用するよう指導している。 ・使用実態を踏まえ、車の大きさを決定し、規制に適合した車を選定している。また、目的に応じた車種を使用している。 	宮内庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・保有する公用車の低公害車への切り替えをその条件整備を図りつつ計画的に進め、当該車両の優先的利用を図るよう検討。 ・2,000cc以下の車を使用している。(一部例外あり) 	会計検査院
(オ) その他使用段階での環境負荷の少ない製品、原材料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> ・塗料等については、販売業者に委ねている。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤等の含有率の低い塗料を使用するよう指導。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤等含有率の低い水性塗料を使用するよう努めている。(試験研究施設) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・塗料等は、可能な限り水溶性のものを使用。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・塗料等は、水性系にしている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・塗料等は、有機溶剤等の含有率の低いものを使用している。 	会計検査院
(3) その他環境負荷の少ない製品、原材料等の選択	
(ア) 環境負荷の少ない製品、原材料の使用	
<ul style="list-style-type: none"> ・消費電力の少ない製品を選択している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・各メーカーのリサイクル商品を抜粋したカタログを作成し、物品購入の際に利用。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・文具等について、同等品でエコマーク商品がないか確認を実施して調達。 	総務庁
<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー等から情報を収集し、調達仕様に反映させている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各メーカーのリサイクル商品を抜粋したカタログを作成し、物品購入の際に利用。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙については、積極的に再生紙を購入し、市場の育成等に貢献している。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・推奨リストを配布し、環境負荷の少ない製品を購入するよう呼びかけている。(地方) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定製品であるか否かを確認の上、同種類の製品で、すでに認定されているものがあれば、それを選択している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達に当たっては、事前に推奨リストで製品の確認を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・事前にカタログ等を入手し、確認を行っている。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に悪影響を及ぼすフロンガス、塩化ビニール等の原材料を使用していない製品を選択している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の調達に当たっては、製品等の仕様等の事前確認を行い、環境負荷の少ない製品の購入に努力。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・カタログ等を入手し調査を行った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・購入製品の仕様等について事前確認をしている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク等の確認。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルは再生紙使用で、押さえ板は熱焼しても有毒ガスが発生しない樹脂製のものを利用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品的なものはエコ商品等、環境負荷の少ない製品を多く購入している。 	労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・展示会等に出席してエコマーク商品の情報を収集することとした。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・カタログ等を入手し、環境負荷の少ない製品等であるか確認を行っている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業に使用する化学薬品を調達する場合は、担当職員が仕様書を点検し、環境負荷の少ないものを購入している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入の際、環境負荷の少ない製品とするよう努めている。 	会計検査院
(イ) 物品等の調達に係る推奨リストの策定	
<ul style="list-style-type: none"> ・推奨リストが策定されたことから、同リストを本庁及び全ての出先機関の物品等調達担当に配布して、推奨リストの利活用に努めた。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・推奨リスト制度の担当機関として、制度の充実を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・物品等の調達に当たっては、推奨リストを極力参考としている。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・物品等の調達に当たっては、環境庁で作成された「個別製品リスト」を極力参考としている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・調達の際に参考にし、問題のないものから実施するよう検討。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入の際、リストを参考としている。 	会計検査院
(4) 環境負荷の削減のための資源利用の節約	
(ア) 用紙類の使用量の削減	
<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、両面コピーは、支障を期さないものについて、極力行うこととしている。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ミスプリントなどの用紙をメモ用紙として活用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一部を除きA判化を徹底している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・LANシステムを整備している。 	

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> 印刷物発注の際、原稿をFD化することにより紙の使用量を削減し、校正作業等を簡略化。 回覧等は、可能な限り庁内LANで周知。 	公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> 庁内LAN及び霞が関WANの利用によりペーパーレス化に努めている。 ゼロックスカード等によるコピー用紙、使用枚数の管理に努めている。(本庁) 防衛庁内部のLANシステムによりペーパーレス化を促進している。(本庁) 可能な限りOHP等を利用し、用紙類の削減に努めている。(地方) 	北海道開発庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙は極力両面を使用し、部数を必要最小限に抑える等、削減を図っている。 会議資料については、必要最小限度としている。 内部資料については、裏面の使用を徹底している。 各種報告書等のサイズは統一している。 貼り紙やポスター等で両面コピーの徹底、ミスコピー用紙の再利用、必要最小限のコピーについて周知を図っている。 使用済み用紙の裏面をメモ等として利用するようにしている。 各省庁や所内連絡用として使用済み封筒を利用している。 各種事務連絡等にパソコン(LAN)を利用し、用紙類の使用削減を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> 印刷発注原稿のFD化により用紙使用量を削減している。 資料削減のため、ディスプレイに表示して会議を開催している。 両面コピー等により、簡素化に努めている。 霞が関WANや省内LANの活用を図っている。 会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済み用紙の再利用、LAN活用によるペーパーレス化等の点を含め、用紙類使用量の削減について電子掲示板を通じて周知徹底を図った。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> コピー用紙(対前年比4.0%増)、事務用紙(対前年比11.1%減)。(本省) 平成9年1月より霞が関WANに参加。(本省) 使用済み用紙の裏面使用を図る。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> 節約キャンペーンの一環として電子掲示板への掲載や各課毎に両面コピー奨励のチラシの掲示を行うこと等によりコピー用紙等の削減に努力。(本省) 電子メール・電子掲示板の利用によるペーパーレス化を積極的に推進。(本省) 書類はA4判で統一。(本省) コピー機の導入、更新に当たっては、両面コピー機能の優れた機種を選定するよう心がけた。(本省) 節約キャンペーンの一環として使用済み用紙の裏面使用、使用済み封筒の再利用を奨励。(本省) 「行政情報化推進共通実施計画」等に基づく情報システムの整備を推進。(本省) 外注印刷物については、税務署の使用状況、在庫状況に応じて必要最小限の数量を刷成し、用紙類の使用量を増加させないよう努力している。(国税庁) 外注印刷物については、可能な限り両面印刷を行うなど用紙類の使用量を増加させないよう努力している。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> 用紙類について、概ね年間使用量を把握。 日々配布するものについては両面コピーを心がけている。 「文部省行政情報化推進計画」に基づき、電子メディア等の利用による情報システムの整備を進め、一部情報のペーパーレス化を図った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> 用紙類については、一括購入を実施し、年間使用量を把握し、管理し、削減に努めている。 A4判化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。 通知などの書類の両面印刷、コピーに努めている。 使用済み用紙の裏面をメモ用紙等として使い、有効利用を図っている。 会議用資料の簡素化、A4判化の徹底による文書のスリム化などにより、用紙類の使用量の削減に努めている。 ペーパーレスシステムの確立に向け、厚生本省では、平成8年12月よりクライアント/サーバー型コンピューターシステムの導入を行い、1人1台パソコン体制を実現した。このシステムにおいて電子メール、電子掲示板等を活用し、配布書類の削減を図るとともに、文書情報の電子化共有を図り、紙資源の節約を実現すべく努力している。 	厚生省

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー使用量を毎月把握しており、適時指導している。 ・省内LANを使用して、様式等の余分なコピーを減らしている。 ・各種報告書類の大きさは、A4に統一している。 ・印刷物のA4化の推進。 ・省内LANへの掲示等により、全職員に両面コピーの徹底及び使用済み用紙の再利用の徹底に努める。 ・ミスコピーや不用になった書類は回収箱を設け、メモ用紙にしている。 ・省内で配布するもの等には使用済み封筒を活用している。 ・文書については、A4に統一している。 ・「農林水産省行政情報化推進基本計画の改定について」(平成10年5月)に基づき、本省、地方農政局等のLANシステムの回線の拡充及びグループウェアの整備を行い、情報の共有化を進め、資料配付を最小限に押さえるペーパーレス化を推進。 ・「霞が関WAN」利用の推進。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール、電子掲示板等の活用。 ・A判化の徹底。 ・霞が関WANの活用 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・文書等はほぼA4判に統一されつつある。 ・庁内LANシステムの電子メール・掲示板等を利用し、ペーパーレス化を実施。(本省) ・会議資料の簡素化、A4判化の徹底。(本省) ・可能な限り両面コピーを行うよう徹底。(本省) ・印刷された用紙をリサイクル可、不可に分類し、リサイクル可(重要な内容が記されていないもの)の用紙は、メモ用紙として再利用。(本省) 	労働省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の年間使用量については、局別に把握し管理している。 ・会議資料、報告書等の規格について、部内通知を発出し、事務手続の簡素化を促進。 ・部内回覧等業務に支障のない範囲で両面コピーの徹底に努めている。 ・やむを得ないものを除き使用済み用紙の裏面を使用するよう周知。 ・使用可能なものについては使用済み封筒を再度使用するよう周知。 ・やむを得ないものを除きA4判化を徹底している。 ・院内LANシステム構築による電子メール等を活用し、ペーパーレス化を推進。 ・新聞発表用資料等を両面印刷するなど可能な限り両面コピー化を推進した。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の使用量の削減については、使用するコピー用紙、事務用箋等は使用状況を把握し、OA機器の導入によりペーパーレス化、更に両面コピーの利用拡大、ミスプリントの再利用等で使用量の削減に努めている。 ・作成資料が無駄のないようにしている。 ・両面印刷・両面コピーを積極的に実施している。 ・使用済み用紙の裏面をメモ用紙等に利用させるとともに、使用済み封筒の再利用を積極的に実施している。 ・A判化の徹底を実施している。 ・庁内LANの利用を積極的に行い全庁掲示板の使用等によりペーパーレス化を進めている。 	公正取引委員会 宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・削減は促しているが、業務量の増加などがあり、数量の削減はなかなか実現されていない状況である。 ・各種報告書類については、配付先を見通し、部数の削減に努めた。 ・コピー機は、基本的に両面コピー機能付きのものを配備し、出来る限り両面コピーするよう喚起している。 ・使用済み用紙の裏面利用を、両面コピー推進の一環として喚起している。 ・使用済み封筒の再利用を、できる限り図るよう喚起している。 ・会議用資料等はA4で統一している。 ・電子文書交換システムなど各種システムの整備を検討中。 	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(イ) 公用車の台数見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を検討し、整備している。 ・廃棄する車を廃棄物として処理する適正な業者を選定。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の台数で運用。 ・現在のところ、削減可能な車両はない。(本庁) ・使用を廃止する車は、更新時に業者に引き取ってもらっており、廃棄することはない。(本庁) ・使用を廃棄する車を廃棄物として適切に処理する専門業者に委託している。(地方) 	公害等調整委員会 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・現状は必要最小限である。 ・必要最小限の公用車で運行している。(試験研究施設) 	科学技術庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使用実態を精査し、公用車台数の見直しが可能かどうか検討した。 ・自動車の廃棄については自動車ディーラーにおいて適正に処理されている。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使用実態に応じた台数を整備。(本省) ・使用を廃止する車は、廃棄物として処分することなく、下取りとして交換契約により処理。(本省) ・必要最小限の台数である。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車を廃棄する場合は、専門業者に委託し、適切に処理されるよう努めた。 ・必要最小限の台数で運用されている。 	文部省 農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・廃車されるものは、適正に処理するよう業者を指導。 ・低公害車の導入と併せ、公用車台数の削限計画を策定。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する場合は、産業廃棄物として適正な処理が行われるよう配慮している。 ・プール車を多くする等、車の効率的な運用を図っている。 	労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の交換に当たっては購入業者に引き取ってもらっている。 ・運転日誌により各車両の運行状況を把握。(本省) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・廃車する車について下取り車として適正に処理。(本省) ・公用車台数の見直しについて検討している。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・交換の際、業者に適正処理を依頼している。 ・毎年使用実態の精査を行っている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・使用を廃止する公用車は、全て有価物として処理している。 ・自動車係員の退職者不補充の方針の下、ハイヤー化を進めている。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄についてはその都度業者に対して適正に実施するよう指示・指導している。 	
(ウ) 製品等の長期使用等	
<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収を行っている。 ・洗剤、文具等については、詰替製品を活用している。 ・使い捨て飲料容器については、自販機横に回収箱を設置し、業者による回収を図っている。 ・机、椅子等の事務用品等は修理している。 	総理府 警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・修理可能な場合は、修理費用との兼ね合いで行っている。 ・缶、ビン、プラスチック類について分別回収を行っている。 	総務庁 北海道開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子等の事務用品等については、可能な限り修繕に努めている。(本庁、地方) ・分別回収を行っている。 	防衛庁 経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ボールペン、水のり等詰め替え文具の使用を励行している。 ・空き缶については、清掃業者が一括回収し、所内施設で処理(圧縮)のうえ、回収業者に引き渡している。 ・事務用品、電気製品等修繕可能なものについては、修繕のうえ使用している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収に努めている。 ・修理実績(事務用品149件、電気製品等109件)。(本省) 	法務省 外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・製品の長期使用について引き続き努力してゆく。(本省) ・詰め替え可能な洗剤、文具等を極力購入。(本省) ・分類回収ボックス設置場所に張り紙をして職員へ周知徹底。(本省) ・使い捨て飲料用器について、適正な回収ルートを設置(空き缶回収数量33,100kg)。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て飲料用器による販売自粛を売店等に要請。(本省) ・修繕可能なものについては、修繕して使用(修繕件数:603件)。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルトナーカートリッジを一部使用。 ・椅子、プリンター、パソコン等について可能な限り修繕に努めた。 	文部省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の代替と成り得るリターナブル容器（例えば原形のままりサイクルが可能な瓶）を使用した商品が流通している場合には、使い捨て容器の使用は極力避けるよう売店等を指導しているところである。 ・事務用品及び電気製品等の故障の際には、容易に買換をせず修繕費及び性能の状況を考慮しつつも修繕などの方法で長期使用を図るよう指導している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・物品納入時に使用された段ボール箱を他の物品の保管用として利用する等、再利用を図っている。 ・使い捨て飲料容器については、産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理している（空きビン：74.5t、空き缶：59.6t）。 ・机等の事務用品及びパソコン等の電気製品の安価な故障は、部品交換等により修繕。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・一部リサイクル文具について実施。 ・庁舎内売店・食堂等における使い捨て容器、食器による販売自粛について、運営機関である共済組合を指導した。 ・費用対効果を考慮しつつ修繕を実施し、物品使用期間の長期化を図った。なお、10年度修繕実績は、226件。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て飲料容器について、分別回収を実施し、業者に回収してもらっている。 ・備品の不具合、故障の際には修理可能なものについては修理し、使用している。（本省） 	労働省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・各事務室にゴミの分別ボックスを設置。 ・机等の不具合、電気製品の故障の際には、修繕をして長期使用を図っている。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等の調達に当たっては、詰め替え可能なものを選択している。 ・洗剤や文具類などは、詰め替え可能なもの、リサイクルしやすい製品を選択している。 ・使い捨て飲料容器については、適正な回収ルートを設定している。 ・庁舎内の売店等において、リターナブル容器を使用する物に変更するよう検討している。 ・机等の事務用品及び電気製品等の故障の際には、極力修繕に努め、再利用を図っている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え品が市販されているものは、極力、詰め替え品を購入している。 ・飲料等の購入に当たっては、リターナブル容器で販売される飲料等を購入するよう検討中。 ・使い捨て飲料容器については、適正な回収ルートを設定するよう検討中。 ・机等の事務用品の不具合等は、できる限り、修繕に努めている。 	会計検査院
<p>(5) 環境負荷の少ない形態の販売方法を用いる商品の選択 (ア) エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・消費電力の少ない型を選定するとともに、台数も最小限に留める。 	警察庁 環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーパワーを利用して自動販売機を稼働している。 ・自動販売機は必要最小限の設置としており、販売機の変更の際は、エネルギー消費のより少ないものにするよう努めている。 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の自動販売機（22台）は、全て省エネタイプの機種を設置。（本省） ・過剰包装の見直しについて、納入業者に対する指導を徹底。（本省） 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置台数を年々削減している。また、自動販売機の更新時に夜間等節電が可能な省エネルギー型の機器を導入するよう販売業者を指導しているところである。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・更新する場合は、随時省エネ型に切り換えるよう指導。 ・自動販売機で省エネタイプがある機種はすべて当該機種を使用（本省7台中7台）。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の消費電力のより少ない機種への変更及び必要最小限の設置（削減）について運営機関である共済組合を指導した。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・更新時に省エネタイプの自動販売機を導入することとしている。 ・自動販売機は全て省電力型である。 	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(イ) 購入時の過剰包装の見直し	
・可能な限り、無包装のものを購入している。(本庁)	防衛庁
・納入業者から出来る限り簡略な包装で受ける。(地方)	環境庁
・関係業者に対し、不必要な包装を行わないよう指示している。	大蔵省
・過剰包装の見直しについて、納入業者に対する指導を徹底。(本省)	文部省
・ダンボール等リサイクルの仕組みが確立している包装材を選択するとともに、業者には過剰包装にならないよう指導している。	農林水産省
・物品の種類により、納入時における包装の簡略化を図った。	郵政省
・フロッピーディスクの購入に当たっては、環境包装を指定した。	自治省
・納入物品の包装の簡素化に配慮。	人事院
・業者に簡易包装を指示。(本省)	会計検査院
・簡易梱包で商品等受け取るようにしている。	
・購入時の過剰包装の見直しについて検討中。	

2 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
(1) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備	
(ア) 適切な汚染物質処理施設等の設置等	
・庁舎階段天井のアスベストの撤去を実施。	総理府
・法律に基づきばい煙発生施設から生じる汚染物質の削減に努力している。(本庁)	防衛庁
・現在、非常用発電機のみが重油を燃料として使用している。(本庁)	
・煤煙の定期的な測定の実施や焼却炉の停止を行っている。(地方)	
・GHP式空調機器の導入を検討。(地方)	
・改修にあたっては、可能な限り環境負荷のより小さい燃料を使用する機器の導入計画を行う。(地方)	
・特定物質を取り扱う施設に対し、各種の処理装置を設置し、確実に処理するようにしている。(地方)	
・極力汚染物質を排出しない設備に更新している。(試験研究施設)	環境庁
・燃料設備の燃料について、重油よりも環境負荷が小さい都市ガスを使用している。(本庁)	
・従来から、排気処理や排水処理等を確実に行う等、環境への負荷の低減に十分に配慮している。(試験研究施設)	
・大型シュレッダーを導入し、焼却炉の利用を大幅に減じた。(本省)	外務省
・ボイラー、発電機など取替済み。(本省)	
・焼却炉の使用中止。(地方)	
・冷暖房熱源は、天然ガス・灯油を使用。(本省)	大蔵省
・本省直轄工事において、汚染物質の排出削減のためガス焚ボイラを採用。	文部省
・燃料設備では、灯油、都市ガスを使用。	
・本省直轄工事において、実験排水処理設備を採用。	
・建築物中のアスベストについては、撤去済み。	
・5号館において使用しているボイラーの燃料を灯油から都市ガス(LNG)に切り換え、可能な限り、環境負荷の小さい燃料を使用するよう努めている。	厚生省
・非常用発電機を除き、燃焼設備の燃料は全て都市ガスに更新済み。	農林水産省
・本省庁舎に使用されていたアスベストは、すべて撤去済み。	
・冷暖房の熱源にはより環境負荷の少ない燃料を使用。	建設省
・都市ガスや灯油を燃料とする設備に更新完了済。	
・設備等改修時に、室内に在るアスベスト吹付材の処理を行った(通産省総合庁舎別館)。	
・アスベスト撤去済み。	会計検査院

具 体 的 取 組 事 例	省 庁 名
(イ) 省エネルギー・省資源の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎全体の窓ガラスを熱透過性の低いものに切替えた。 ・来年度、庁舎を移転することになっており、新庁舎において、一部施設で断熱性能向上について計画している。(本庁) ・新庁舎において、高効率照明機器による整備を進めるとともに、導入可能な省エネ設備の計画に努めている。(本庁) ・新庁舎において、エネルギー使用の合理化が図られる設備の導入が可能な施設での実行に努めている。(本庁) ・コンクリート舗装撤去材であるコンクリート塊を再生砕石として再利用している。スラグを埋設管の埋め戻し材として使用している。(本庁) ・大会議室用空調機ファンにインバーターを設置し、適正風量にすることにより省エネが図られる。(本庁) ・太陽光利用等の自然エネルギーの利用について、一部の機関で試行的に実施している。(地方) ・廃熱等の未利用エネルギーの利用について、一部の機関で調査研究を実施している。(地方) ・新設計画の建物について可能な限り、断熱性向上のための検討を行う。(地方) ・省エネ設備の導入及び検討を行う。(地方) ・コージェネレーション蓄熱式エアコン等の導入を検討。(地方) ・コンクリート塊等を再生砕石として路盤材、砂利地業等に再利用している。(地方) ・水蓄熱システムの空調設備を試行した。(地方) ・省エネを推進するため、関連規則を見直し、使用電力の監視により需要電力を抑制している。(地方) ・単相変圧器に省エネ機材を設置し、省電力効果を検証している。(地方) 	総理府 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラー発電を導入し、省エネ化を図っている。 ・太陽光の取り入れが可能となるようテラス全体をガラス張りにしている。 ・廃熱回収装置を設置し、ボイラーの廃熱によりボイラー用給水を加熱し、効率化を図っている。(試験研究施設) ・窓ガラスには二重層のものを使用している。 ・研修棟に可動ひさしを取り入れている。 ・窓ガラス等一部において、遮光フィルム等で断熱を図っている。(試験研究施設) ・夜間等の利用率を考慮し、「特別高圧季節別料金制度」を採用している。(試験研究施設) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の照明器具の設置。(本省) ・室内温度維持のため、窓に光熱遮断シールを使用。(地方) ・深夜の冷暖房の使用を行っていない。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの運転の高度制御について改修済み。(本省) ・省エネルギー型照明機器に取り替え済み。(本省) ・建設材料については、コンクリート塊等を可能な限り使用。(本省) ・蓄熱槽冷却器を導入し、夜間電力を利用した空調運転を実施している。(本省) ・照明器具については、改修時において省エネルギー型を原則として採用している。(国税庁) 	大蔵省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、太陽光発電設備、太陽熱給湯を採用。 ・スチール製建具からアルミ製建具への改修工事を行った。 ・本省直轄工事において、断熱性向上のため複層ガラスを採用。 ・本省直轄工事において、消費電力を抑えるため、Hf型照明機器（高周波点灯型専用蛍光灯）、人感センサーによる自動点滅照明設備、昼光連動照明制御システム及びエレベーター設備にインバータ制御・省エネルギー運転管理システム（ファジ理論応用群管理方式）を採用。 ・本省直轄工事において、コージェネレーションシステムを採用。 ・本省直轄工事において、広場等の路盤材に再生砕石を採用。 ・本省直轄工事において、深夜電力を利用した蓄熱システムを採用。 ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> インバータ機器などの省エネルギー型機器 消費電力を抑えるHf型照明機器（高周波点灯型専用蛍光灯） 人感センサーによる自動点滅照明設備 コージェネレーションシステム 太陽光発電装置 蓄熱式空調システム 再生骨材 コンクリート塊等の再生資源化 熱線反射ガラス 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より排気の際に廃熱を取り込み、合同庁舎第5号館の冷暖房等に再利用している。 ・合同庁舎第5号館に設置しているボイラーの蒸気を周辺の他の庁舎に供給し、地域における冷暖房の一体化、効率化を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・温室をブロック単位で制御するとともに自動制御の方式に変更。 ・太陽光利用等による自然エネルギーの活用及び廃熱等未利用エネルギーの利用促進を検討。 ・地域冷暖房等の事業には参加済（本省5号館の熱源供給）。 ・本省庁舎のブラインドの設置及び一部窓ガラスに遮光フィルムを使用し、冷暖房効率の向上を図っている。 ・現在使用している蛍光灯器具のランプは、すべて省エネタイプを使用。 ・エレベーターの運転に当たっては、効率的運行と群管理方式の採用。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備設計基準に太陽光発電装置、太陽熱給湯システムを追加。また、新中央合同庁舎第2号館、中央合同庁舎第4号館に太陽光発電装置を採用。 ・複層ガラスを採用し、日射熱の軽減と断熱性を向上させた（新中央合同庁舎第2号館）。 ・エレベーターの運転の高度制御やHf型照明器具、変風量ユニット等の省エネ機器を積極的に採用。 ・外部スロープ新設時、地業工事において再生砕石を積極的に利用した（通産省総合庁舎別館）。 ・構内舗装の路盤材に再生砕石を用いた（中央合同庁舎第6号館B・C工区地下棟）。 ・再生路盤材を仮復旧路盤に使用。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能向上のためにブラインドを設置するなど既に対応済み。 ・エレベーター運転の高度制御、省エネルギー型の照明器具を設置するなど既に対応済み。今後も引き続き検討する。 	宮内庁 会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(ウ) 水利用の合理化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎において、排水再利用施設の設置を計画している。(本庁) ・新庁舎において、一部の施設で感知式の洗浄弁・自動水栓を設置している。(本庁) ・一部の施設において、中水道施設を導入している。(地方) ・透水性舗装、浸透弁の設置を推進している。(地方) ・排水を中水処理し、再利用している。(地方) ・プール、浴場に水循環装置を設置している。(地方) ・感知式の洗浄弁・自動水栓に逐次更新中。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・感知式の洗浄弁・自動水栓をトイレ内男子小便器に全て設置済み。 	科学技術庁
<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の一部を防火用水及び冷温水ポンプの冷却水に使用している。(試験研究施設) ・研究排水を浄化して、ボイラー給水及び冷却塔の給水の一部利用している。(試験研究施設) ・トイレに感知式自動洗浄装置を導入している。 ・水使用の軽減を図るために、トイレに擬音装置を設置している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎6号館には、雨水利用設備・排水再利用設備が設置されており、平成10年度の利用量は、それぞれ約1,500m³、約34,000m³であった。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・小便器については感知式の自動洗浄方式を採用している。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・舗装面は、透水性舗装及び浸透弁を設置。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・中水道設備を整備済。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自動洗浄弁取り付け済。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・流量も節水コマ取り付けにより調整済。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事に併せて、感知式洗浄弁、自動水栓を設置している。(国税庁) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、浸透性舗装、浸透柵等を採用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、建物内の雑排水等の再生処理を行い、便所の洗浄水として再利用するため、中水処理施設を採用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、節水コマ、自動感知式小便器用洗浄弁、洗面器用自動感知式水洗を採用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 	
<ul style="list-style-type: none"> 小便器の自動洗浄設備 	
<ul style="list-style-type: none"> 雨水等利用設備 	
<ul style="list-style-type: none"> 雨水の地下浸透施設 	
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より中水道設備を設置し、排水の再利用を図るとともに、周辺の他の庁舎との間においても排水の受入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・感知式の洗浄弁を全館に、自動水洗を一部トイレに設置し、水の有効利用を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の利用について検討中。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省男子用小便器については、感知式洗浄弁を設置済。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本省全ての洗面台に、感知式自動水洗を設置済。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの大小便器の水栓調節により、節水を図った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新中央合同庁舎第2号館で雨水利用システムを採用。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・新中央合同庁舎第2号館で排水再利用システムを採用。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・小便器、洗面器等に感知式の弁を設置した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・安中研修所において、透水性舗装、浸透弁等の設置を考慮している。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・感知式の洗浄弁等は設置済み。 	
(エ) 敷地等の自然環境の保全等	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化維持業務を業者に委託し、適切な維持管理を行っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新增設に当たっては、敷地内の自然環境の保全を図るよう努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・樹木、芝等植栽を施し緑化を図っている。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り植栽を実施しており、その保全についても専門業者に委託。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の可能な場所には緑地を設置済。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、植栽を採用するとともに、定期的に剪定、除草を行った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、屋上緑化を採用。 	

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より植栽地の手入れ（高木、中木等の剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃）を計画的に実施し、合同庁舎敷地における自然環境の保全に努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り植栽を実施しており、その維持管理については、委託業務により計画的に行っている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省庁舎前の整備を行い、植栽を実施した。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に屋上緑化を行った（中央合同庁舎第6号館B・C工区地下棟） 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎周辺の緑地の整備等を行った。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内緑化について最大限努力している。 	
（オ）環境負荷の少ない施工作業の実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・断熱型枠、メッシュ型枠を一部の施設で実施している。（地方） 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス対策型建設機械の使用を指導している。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源化可能な指定副産物の分別を実施し、リサイクルの促進を図っている。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト等で確認している。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・出入車輛の排ガス、騒音、振動等を抑制するため、施工作業は平日の日中のみとしている。（地方） 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・型枠については、環境負荷の少ないものとするよう請負業者を指導。（本省） 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・請負業者に対し、車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制に努めるよう指導。（本省） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・（建設廃棄物の適正処理に関して）産業廃棄物受入者の証明書の提示により確認。（本省） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、工事に使用される建設機械について、低騒音型及び低振動型を採用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、関係法令に従い廃棄物の処理について管理票（マニフェスト）にて確認。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国立学校等施設整備に関し、下記の機器材料及び施工方法の採用を推進。 <ul style="list-style-type: none"> 水性塗料、水性吹き付け材料 ノンフロン化対応断熱材 再生骨材 全熱交換器 金属製型枠 排出ガス対策型、低騒音・低振動型施工機器 発生土、発生コンクリート塊の再生処理 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排気ガス削減のため、合同庁舎第5号館では「アイドリング・ストップ」の呼びかけ看板を設置等車寄せにおけるエンジン停止を励行している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・出入車輛の騒音、振動等の抑制に努めるよう業者に指示。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・（建設廃棄物の適正処理に関して）請負業者に管理表（産業廃棄物マニフェスト）を提出させ、確認している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・出入車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制について現場説明時に指導。 	建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事共通仕様書等に、リサイクル積極的活用を記載。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築廃棄物の適正処理のために、調書を作成し、監督職員へ報告すべきことを仕様書等に記載している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・粉末消火器を常設。（消防庁） 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・作業時以外特に駐車中はエンジンを切るよう指導している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・出入車輛の排ガス、騒音、振動等の抑制について業者に指示している。 	会計検査院
<ul style="list-style-type: none"> ・建築廃棄物の適正処理のために、マニフェスト伝票を提出させるなどして確認している。 	
（カ）その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・新設建物等では、ハロン消火設備を使用する施設を極力限定している。（地方） 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ハロンガスの適切な回収を指示。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・吸収式冷凍機、冷温水発生器の使用を促進。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ターボ冷凍機使用の場合はCFCを使用せずR-134aを使用している。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・CFCの適切な回収を指示。（地方） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新設、更新に当たっては、環境及び人体に対する安全性に優れている新ガス（HFC-23）消防設備を使用する予定。（試験研究施設） 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備を既にCFCを使用しない吸収式冷凍機に更新している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・機械室等数か所にハロン消火設備を使用している。 	法務省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・粉末消火器のみ。(地方) ・新設のものについてはCFC使用でないものを設置。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備の新設に当たっては、新ガス消火設備(ハロン代替消火設備)を導入。(本省) ・ハロン消火設備が不要となった場合は、関係機関を活用し、再利用を実施。(本省) ・フロン134a(オゾン層破壊係数ゼロ)の設備に更新済み(空調設備)。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省直轄工事において、窒素系不活性ガス消火設備を採用。 ・本省直轄工事において、空気調和設備の熱源機器に吸収式冷温水発生器を採用。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備には、水漏れに弱いもの以外は、使用していない。 ・庁舎全体の空調については、庁舎の営繕計画に基づいて適切に使用されている。 ・厨房の冷凍設備等適切に回収し、再利用されている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍機については、CFCを使用しない吸収式冷凍機に更新済み。 ・パッケージ型空調機のCFCの回収・再生を行っている。(H10本省1台実施) 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ハロン消火設備は使用していない。(電算室) ・ハロン消火設備を使用しないこととしている。 	労働省 建設省
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備について、CFCを使用するものは採用しない。 ・CFCの使用を廃止する場合は適切に回収し再生工場処理。 ・空調設備の新設、更新に当たって、CFCを使用しないものを選択している。 	会計検査院
(2) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理及びその周辺の自然環境の保全	
(ア) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・ターボ冷凍機の定期整備では適正な方法によりCFCの回収を実施している。また、回収期間は2年に1回としている(本庁)。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・排水再利用設備及び緑地等については、保守契約を締結し、日常の管理の徹底を図っている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎食堂厨房からの排水に対し、除害処理設備を設置している。(本省) ・緑地の日常管理を実施している。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・管理の徹底を図るため専門業者へ委託。(本省) ・緑地管理の徹底を図る。 	大蔵省 文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・従前より中水道設備を設置し、排水の再利用を図るとともに、周辺の他の庁舎との間においても排水の受入れ、中水の供給を実施し、地域的な視点に立った水利用の合理化を図っている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍設備等のCFCの適切な回収を図り、再利用を図っている。 ・冷凍機については、CFCを使用しない吸収式冷凍機に更新済み。また、パッケージ型空調機の撤去に当たっては冷媒(CFC)の回収・再生を行っている。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・汚物処理施設、植栽の保守点検は定期的実施している。 	会計検査院
(イ) 緑化等の環境整備と周辺の自然環境の保全の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・植え込み等の適切な維持管理を実施している。(本庁) ・側溝等の定期的な清掃を実施し、美観の保持を図っている。(本庁) ・化学肥料は努めて使用しない。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・美観の保持、生態系の保全に努めている。(試験研究施設) ・建物周辺へも適宜、植栽している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・植え込み等の適正な維持管理など実施済み。(地方) ・周辺の生態系の保全のために農薬は使用していない。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を図るため、専門業者へ委託。(本省) ・落葉等は維持管理を受託した業者が回収。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・除草、刈り込み、剪定等を計画的に実施し、適切な維持管理を図った。 ・玄関周り、庁舎外回り、庁舎中庭等について清掃作業対象とし、美観の保持に努めた。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の植栽目的や機能を充分発揮できるように剪定、施肥、消毒、除草、灌水、清掃を年間を通して計画的に行うと共に雑草処理については、農薬の使用を避け、人力による除草を行うなど、周辺の自然環境の保全に配慮した環境整備を実施している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・植え込みについては、専門業者に外注し、適切な維持管理を行っている。 ・年1回以上樹木剪定を実施。 	農林水産省 人事院

具体的取組事例	省庁名
・所管地内で発生した伐採木・枝等はチップ化し、落葉と共に堆肥化したり、歩道に敷き込む等の取組を昨年度に引き続き実施した。	宮内庁
・定期的に樹木の維持管理を実施している。	会計検査院
・定期的に清掃を実施している。	
(ウ) 地域づくりにおける健全で恵み豊かな環境の確保への貢献	
・土木工事における法面工には、可能な限り法面緑化工法を採用し、景観保全に努めている。(地方)	防衛庁
・景観保全に配慮した本省庁舎前の整備を実施。	農林水産省
・該当するような事業を実施していない。	会計検査院

3 その他行政事務に当たっての環境保全への配慮

具体的取組事例	省庁名
(1) 環境負荷削減のための資源・エネルギー利用の節約	
(ア) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等	
・庁舎全体で省エネ性の高い蛍光灯への切換えを行った。	総理府
・庁内放送により、定時退庁の呼びかけを実施。	警察庁
・パソコン等には、節電機能を有する機種を選択している。	公害等調整委員会
・省エネ型蛍光灯を購入している。	防衛庁
・昼休みの消灯、OA機器の消灯を励行。	
・OA機器の新規購入時には、エネルギー消費の少ないものを購入するよう努めている。(本庁)	
・事務室の空調の適温化について、定期的に巡回して室温を確認し、風量等の調整により適温化を図っている。(本庁)	
・エネルギー供給施設の各計器類を定期的に確認し、負荷に応じた適正運転を行っている。(本庁)	
・ポスター等により、階段を利用するよう励行している。(本庁)	
・照明機器の修理時には、安定器及び蛍光管は省エネ型を使用している。(本庁)	
・昼休みの消灯の徹底を図っている。(本庁、地方)	
・定時退庁日には放送を流し、周知徹底を図っている。(本庁)	
・OA機器は、計画的に省エネ型に更新。(地方)	
・室内温度の適温化を徹底している。(地方)	
・合同庁舎のため当庁では管理を行っていないが管理者において適温化を図っている。	経済企画庁
・コピー機については、待機時に自動的に消費電力を落とすなど、推奨リスト等を踏まえた省エネルギー対策の施された製品を利用している。	環境庁
・室内に温度計を設置し、空調の適温化に心がけている。	
・「夏期の執務室での軽装の励行」を実施している。	
・負荷の変動と合わせ、自動制御により冷凍機ポンプ、ボイラー等の台数制御を行い、適正な運転管理を行っている。(試験研究施設)	
・照明の必要性が低い箇所の蛍光灯は取り外し、必要最小限の照明を確保している。	
・一部に省エネ型の蛍光灯を導入している。廊下等については、日中の消灯や間引き照明を行っている。(試験研究施設)	
・昼休み時間は執務室内の消灯を行っている。	
・定期退庁日には、可能な限り、早期に退庁することにしている。	
・タクシー利用時には相乗りを励行している。	
・職員に対して直近階への移動の際の階段利用を奨励した。	国土庁
・全省庁一斉定時退庁日(水曜日)の外に毎週金曜日及び俸給等の支給日を定時退庁日として設け、水曜日には庁内放送により定時退庁の促進を図った。	
・空調自動制御装置により、事務室等の適温化が図れるよう空調設備の運転管理を行っている。	法務省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・ O A 機器等については、導入（更新を含む）の際に省エネ機能が整備された製品を選択（省エネ型パソコン等の購入：168台）。（本省） ・ O A 機器等の借り上げに当たっては、機器の交換又は新規導入時にエネルギー消費のより少ないものを選定している。（本省） ・ 空調設備の適正運転により、適温化を徹底。（本省） ・ エネルギー供給設備の適正な運転管理を徹底。（本省） ・ 利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を積極的に実施。（本省） ・ 節約キャンペーンの一環としてポスターの掲示により階段利用を奨励。（本省） ・ 省エネルギー型の照明機器を取付。（本省） ・ 「水曜日の定時退庁」について、館内放送及びポスター掲示により徹底を図った。（本省） ・ 「時短」、「有給休暇の計画的消化」について、ポスターを掲示し、一層の徹底を図った。（本省） 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・ O A 機器等は概ねエネルギースターマーク付の製品等を使用している。 ・ 空調設備の適正運転に努めた。 ・ エネルギー供給設備については、適正な運転管理を行った。 ・ 掲示で階段利用の奨励。エレベーターは間引運転の実施。 ・ 省エネルギー型の蛍光灯に逐次改修予定。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等 O A 機器の導入に当たっては、性能、価格等に支障のない限り、「省電力設計」を指示し調達を行っている。 ・ 合同庁舎における冷暖房の温度設定は省エネルギー、省資源対策推進会議の決定（冷房28、暖房20）に沿って実施している。 ・ 廊下等の共用部分、オフィスにおいても昼休み消灯など抑制に努めている。 ・ 職員の年次休暇の消化については、月1日は取得するよう呼びかけるとともに、定時退庁を設け、夜間残業の削減に努めている。 ・ 照明については明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。さらに、廊下等の共用部分において一部の蛍光灯を消灯し、抑制に努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンは、「省電力管理ユーティリティソフト」をインストール済みのものを購入。 ・ 事務室等の空調は冷房は28度、暖房は19度に設定（7月1日～8月31日の夏期期間は、執務室内での軽装を励行）。 ・ エネルギー供給設備を地域熱源方式に改修し、機器についてもより効率のよいものを採用。 ・ エレベーターは登庁時間以外は間引き運転を実施。また、直近階への移動の際は、階段利用を要請。 ・ 本省庁舎において、プログラム制御により事務室の一斉消灯（昼休み、夜間）。 ・ 現在使用している蛍光灯器具のランプは、すべて省エネタイプを使用。 ・ 定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日及び金曜日に1日4回（15時、17時50分、20時、22時）省内放送を行うとともに、各局庁においては担当者が勤務時間終了後、各課を巡回し、定時退庁を促進。 ・ 夜間残業を削減するための超過勤務縮減については、庶務課長会議で申し合わせを行うとともに各局庁の庶務担当を通じて全職員に指導。 ・ 有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図るため、毎年4月の庶務課長会議で「年次休暇の計画的使用について」の申し合わせを行うとともに年次休暇の使用計画表を作成・活用し、計画的消化を促進。また、6月には夏期休暇と年次休暇の使用を促すピラを作成し、全職員に配布。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各階廊下の照明を1つおきに点灯。 ・ 昼休み及び勤務時間後の不要な照明の消灯を省内放送で職員へ周知。 ・ 水曜日、金曜日に定時退庁の励行を促す放送の実施。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調の適温化を図った。 ・ エネルギー供給設備について、冷房は冷房用冷凍機3台中2台に制限して運転、暖房は暖房階数を減じて運転。 ・ エレベーターについては、平日は夜間・早朝時間帯（19:00～6:00）に2台を休止、休日は10台中8台を終日休止。 ・ 全省庁一斉定時退庁日（水曜）及び郵政省の定時退庁日（金曜）に庁内放送で早期退庁を促進。 ・ 職員の記念日等における連続休暇の取得を促進するなど、有給休暇の計画的消化を徹底。 	郵政省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・主催会議は昼間に行っている。 ・パソコン・コピー機の更新の際、省エネルギー型の機器を選択。(本省) ・蛍光灯は省エネルギー型を購入。(本省) ・水曜日に定時退庁を促す庁内放送を実施。(本省) ・年次休暇等の計画的消化の促進について文書通知により周知。(本省) ・パソコン等、OA機器の未使用時には、こまめに電源を切るように徹底。(本省、消防庁) ・エレベーターロビーの照明の間引きによる節電。(本省、消防庁) 	労働省 自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機等について省エネ型のものを使用。 ・蛍光灯は省エネ型のものを使用。 ・定時退庁日には放送により、定時退庁の促進を図っている。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・新規購入及び買換えに当たっては、カタログ等により省エネタイプのものを選択している。 ・職員に対し、直近階への階段利用の徹底及びエレベーターの間引き運転を実施。 ・定時退庁日における庁内一斉放送の実施により職員の意識を高めている。 ・年次休暇等の計画的使用について文書で職員に周知させている。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・買換えを行う場合はエネルギー効率のよいものを購入するよう努めている。 ・空調設備の適正運転実施中。 ・職員に対する近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を検討中。 ・省エネルギー型の照明設備を設置済み。 	会計検査院
(イ) 庁舎における節水等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレには流水音発生器を設置している。 ・節水コマを設置し、必要最小限の水圧に努めている。(本庁) 	警察庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の男子小便器において、水洗タンクの元栓を止め、節水を図っている。(試験研究施設) ・流水音発生器を一部のトイレに設置している。 ・節水コマを洗面所に設置し、水道水圧を低めに設定し節水を図っている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄水には、排水再利用水を利用している。 ・トイレの洗面用水栓について元バルブで調整し、節水を図っている。(本省) 	法務省 外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・流水音発生器付便座を設置(女子用6カ所)。(本省) ・節水コマ取り付け済。(本省) ・摩耗等したコマは随時取り替えを行い、節水に努力。(本省) ・男子小便器には節水装置を設置している。(国税庁) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・自動水洗に切換を行った。 ・節水コマについては、設置済みであり、また、水栓の調節による水圧の調整についても適宜実施している。 	文部省 厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・本省庁舎トイレにおいて、フラッシュバルブ取替時に節水型を取付。 ・流水音発生器は本省庁舎女性用トイレには、すべて設置済(155カ所)。 ・節水コマを取替時に取付けるとともに水栓の水道水圧を低めに設定。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄用水は、水の再生設備により、製造した中水を使用。 ・洗面所において水道水圧を低く設定。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を実施中。 ・水栓には必要に応じて節水コマを取り付け、水道水圧を低めに設定。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・バルブ調整により水道水圧を低めに設定している。 	会計検査院

具体的取組事例	省庁名
(ウ) 公用車等の利用合理化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト付自転車6台を導入。 ・運転日報の提出により各車両の運行状況を把握。 ・共用自転車を導入。 	総理府 公害等調整委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・共用自転車については、平成10年度に導入済。 ・日報により燃料使用量等を把握している。(本庁、地方) ・待機中のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止について、事務連絡等により周知徹底を図っている。(本庁、地方) ・毎週1回、タイヤ空気圧調整等の定期点検を行っている。(本庁) ・共用自転車を一部部署において導入しているが、全庁レベルの導入は費用対効果の面から検討中である。(本庁) ・エネルギー供給設備の運転管理について、機会あるごとに見回りをを行い、注意している。(地方) 	北海道開発庁 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎のため当庁では管理を行っていないが、管理者において適温化を図っている。 	経済企画庁
<ul style="list-style-type: none"> ・走行距離、燃費、給油量を把握している。 ・天然ガス(CNG)車等について走行距離、燃料使用量について調査し、今後の運行の参考としている。 ・公用車の利用に当たっては、可能な限り、相乗りを行うよう指導している。 ・タクシー券は、国会等深夜に及ぶ業務で公共の交通機関が利用できなくなった場合に限り利用している。 ・平成11年2月から「霞ヶ関自転車利用システム」の運用が本格的に開始され、本省庁相互間等の移動に利用している。 ・アイドリングストップ等に関し、ポスターの掲示による来庁者への呼びかけを行っている。 ・施設公開時等来所者に対して、公共輸送機関を利用するようPRしている。(試験研究施設) ・室内に温度計を設置し、空調の適温化に心掛けている。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・共用自転車を導入。 	沖縄開発庁
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車1台毎の走行距離、燃費等を把握するなど、燃料使用量の調査をきめ細かく行った。 ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底した。 ・タイヤ空気圧調整等の定期的な自動車の整備の励行を図った。 ・職員に対し、相乗りの励行等公用車の利用の効率化を図った。 ・共用自転車の導入を行った。 ・来庁者に対しても自動車利用の抑制や効率化を呼びかけた。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・共用自転車を積極的に利用している。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・車や燃料設備における走行距離・燃料使用量の把握を励行している。(1ヶ月毎に記録をとっている。)(本省) ・タイヤ空気圧調整等の定期点検について、1年に1回の頻度で行っている他、必要に応じ随時整備を実施。(本省) ・共用自転車について、平成11年度の導入を決定。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・車1台ごとや燃料設備ごとの走行距離・燃費を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく実施。(本省) ・待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転方法を運転担当者に徹底。(本省) ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を徹底。(本省) ・マイクロバス等を運行し、相乗りを励行する等公用車の効率的な利用を実施。(本省) ・年度始めに各局課単位で使用枚数枠を設定して削減を要請し、使用状況の把握を適宜行うと共に、使用に際しては極力相乗りするよう指導。(本省) ・共用自転車を3台購入し、導入内容等を庶務主任会議及び電子掲示板を利用して職員に対し周知を行った。(本省) ・空調設備の適正運転により、適温化を徹底。(本省) 	大蔵省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月車1台毎の走行距離の調査を実施。 ・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を徹底している。 ・タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を実施している。 ・公共輸送機関の利用の励行などにより、公用車の利用の効率化を図った。 ・タクシー券を適切に管理している。 ・空調設備の適正運転を図った。 ・エネルギー供給設備の適正な運転管理を図った。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・車1台ごとの走行距離、燃費等、きめ細かな調査を行っている。 ・自動車排ガス削減のため、合同庁舎第5号館では「アイドリング・ストップ」の呼びかけ看板を設置する等、車寄せにおけるエンジン停止を励行している。 ・公用車の整備点検を定期的に行っている。 ・相乗りはもちろん公共交通機関を利用出来るところは、公用車を使用しないよう努めている。 ・現在共用自転車が本格導入されているところである。 ・合同庁舎における冷暖房の温度設定は省エネルギー、省資源対策推進会議の決定(冷房28、暖房20)に沿って実施している。また、照明については明暗を検知し、蛍光灯の一部を自動的に発停する装置を設置している。さらに廊下等の共用部分において一部蛍光灯を消灯し、抑制に努めている。以上のように合同庁舎におけるエネルギー使用料の抑制を図り、省資源、省エネルギーに努めている。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料使用量の調査は、運行日誌等を通じて実施済。 ・環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底することについては、日頃から実施済。 ・法定点検及び始業時点検で実施済。 ・公用車の利用の効率化を図るため、本省庁において勤務時間中の集中管理方式を実施。 ・深夜の残業を最小限に押さえる等節減の徹底を図るとともに、やむを得ない場合、使用基準により適切な管理の一層の徹底を実施(交通機関終了後の相乗りの励行)。 ・本省庁において、共用自転車を導入している(平成10年度:6台)。 ・事務室等の空調は冷房は28度、暖房は19度に設定。 ・エネルギー供給設備を地域熱源方式に改修し、機器についてもより効率のよいものを採用。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・共用自転車を5台導入。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務において、走行距離等を日毎に集計し、燃料使用量を把握。 ・不要なアイドリングの中止等についてミーティング等を通じて周知徹底。 ・定期的に官用車の整備を行った。 ・日常の配車業務において、相乗りを励行。 ・深夜帰宅、来客送迎等、タクシー利用事由を制限し、タクシー利用を抑制。 ・日常、公共交通機関の利用を呼びかけ、協力要請。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・現在共用自転車が本格導入されているところである。 	労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を運転担当者に徹底。(本省) ・タイヤ空気圧調整等について法定点検等で実施。(本省) ・タクシー券の適切な管理を徹底し、タクシー券の使用を抑制し、相乗りの奨励等タクシー利用の効率化を促進。(本省) ・折りたたみ自転車の利用。(消防庁) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・運転日報の提出を義務付けている。 	内閣法制局
<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急のタクシー利用を抑制するため、各局指導を励行。 ・共用自転車を平成10年度末に導入。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・共用自転車を導入し、近距離の移動については極力これを利用するなど、公用車の使用を抑制した。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・1台ごとに走行距離・燃費等を記録している。 ・待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を運転担当者に徹底している。 ・タイヤ空気圧調整等について、始業点検を義務づけているとともに、定期的に車の整備を行い、それに加え長距離運転の前には臨時点検をしている。 ・運転担当者が調整し、相乗りに努めている。また、複数が乗車できる車両を導入し計画的に運行している。 ・タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制している。 	宮内庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転日報の提出により、走行距離等の把握を行っている。 ・ 環境に配慮した運転方法を運転担当者に一層徹底する。 ・ タイヤ空気圧調整等の定期的な車の整備を行っている。 ・ なるべく相乗りなどして、効率よく利用している。 ・ タクシー券に関しては厳しく管理している。 ・ 空調設備の適正運転実施中。 	会計検査院
<p>(2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進等 (ア) 廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別回収ボックスを各事務室に設置している。 ・ 使用済トナーカートリッジについては、販売業者に回収させている。 ・ 生ゴミについては、厨房に別容器を設置している。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー、プリンター共にリサイクル製品を使用。 ・ 容器又は包装を利用する場合は、可能な限り、再利用やリサイクルを図る。(本庁) ・ 可能な限り、使い捨て製品の使用や抑制を図る。(本庁) ・ 物品購入時には、環境に配慮した製品を選択するように努める。(本庁) ・ 事務室段階での分別回収を徹底している。(本庁) ・ 分別回収ボックスを計画的に設置している。(本庁) ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジについては、業者回収としている。(本庁、地方) 	公害等調整委員会 防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品についてはパーツの付け替え可能な製品を積極的に活用している。 ・ 研究用を除き、事務部門では、使い捨て製品の購入をしないように努めている。(試験研究施設) ・ 両面コピー・裏面の活用等により、使用量の抑制等に努めている。 ・ ピン、缶、プラスチック等徹底した分別を行っている。 ・ 分別回収ボックスを課室単位で設置し、分別して回収している。 ・ 秘密文書以外は、シュレッダーを使用しないようにしている。 ・ プリンター等のトナーカートリッジは業者が回収している。 ・ 再生トナーカートリッジを購入している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能、価格等を考慮し、可能な限り再生材料使用品の調達に努めている。 ・ 使用済トナーカートリッジの回収を行っている。 	国土庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書一斉整理期間を設け、秘密文書以外のものを分別回収し、廃棄又はリサイクルしている。 ・ 廃棄物の分別収集(ピン、缶、ペットボトル)を行うことにより、リサイクルに努め、廃棄物の減量化を図っている。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各室から回収したカートリッジを毎週1回リサイクル業者に引き渡している。(本省) ・ 各階の湯沸かし室にある流し台に三角コーナーを置き、生ゴミ等の流出を抑制している。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替え可能な洗剤、文具等を極力購入。(本省) ・ 節約キャンペーンの一環として電子掲示板への掲載や各課毎に両面コピー奨励のチラシの掲示を行うこと等によりコピー用紙等の削減に努力。(本省) ・ 電子メール・電子掲示板によるペーパーレス化を積極的に推進。(本省) ・ 廃棄物管理責任者を選任の上、毎年「再利用計画書」を東京都に提出。(本省) ・ フラットファイル、ボールペン、蛍光ペン等についてリサイクル商品を購入。(本省) ・ 事務室の規模に応じて、各事務室毎に分別回収ボックスを配置し、分別回収を徹底。(本省) ・ 個人用ごみ箱の削減に努力している。(本省) ・ シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄に限定するよう指導を行っている。(本省) ・ 試験的に再生トナーカートリッジを購入(47本)。(本省) ・ 流し台等厨房施設の排水口にゴミ受けを設置し、生ゴミを除去し、極力排水中に混入することを抑制。(本省) 	大蔵省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の使用や購入を極力抑制している。 ・各課にびん、缶、可燃物、不燃物を分別できるようにボックスを設置し、分別回収の徹底を図った。 ・コピー機のトナーカートリッジの回収を実施している。 ・率先実行計画の趣旨を踏まえ、廃棄物中の可燃ゴミのリサイクルを推進した。 ・使用済みコピー用紙及び古新聞を業者に回収してもらい、再利用してもらっている。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品及び電気製品等の故障の際は、容易に買い換をせず、修繕費及び性能の状況を考慮し、修繕などの方法で長期使用を図るよう指導している。 ・両面コピーなどを心掛け、なるべく紙の使用量を少なくするよう努めている。 ・各部屋に分別回収ボックスを設置し、上質紙、新聞、雑誌等に分け、発生古紙を執務室の段階で分別している。 ・シュレッダーの設置は必要な箇所だけの設置のため、秘密文書の廃棄の場合だけ使用されている。 ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジについては、メーカーで回収及びリサイクルを行っている。 ・厨房を使用する職員等に対しては、生ゴミ等が排水に流れ込まないように注意するよう指導しているとともに、排水口に網を設置し、生ゴミ等が排水に混入することを抑制しているところである。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・物品納入時に使用された段ボール箱を他の物品の保管用として利用する等、再利用を図っている。 ・使い捨て製品の購入を抑制した。 ・両面コピーの励行、紙類の在庫状況・使用状況の適切な管理により紙の使用量の抑制を図った。 ・省内統一で、リサイクルボックスを全職員に配布（5,177個）し、分別回収に努めている。 ・ごみ箱は班単位にする等、個人用ゴミ箱を順次減らすよう努力している。 ・シュレッダーについては、人事文書等の秘密文書のみを使用等、書類を限定して使用している。 ・トナーカートリッジは、メーカーが一括して回収・処分をするよう依頼している。 ・省内統一で、水切トレイを使用。本省庁舎内の食堂に対して、厨房に設置してあるグリスとラップの清掃、雑排水槽の清掃の実施（年4回）。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・個人用古紙回収ボックス等によるリサイクルの徹底を図るため省内周知を実施。 ・分別回収ボックスを各事務室に適切に配置。 ・個人用ごみ箱は3人程度に1個配備。 ・使用済みプリンターのトナーカートリッジのリサイクルを実施している。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集ボックスを各執務室に設置。（本省） ・個人用のゴミ箱を廃止し、個人毎に分別回収ボックスを設置。（本省） ・コピー機の使用済みトナーカートリッジを業者により回収。（本省） ・コピー機のホチキス・トナーカートリッジのリサイクル徹底。（本省） ・レーザープリンター（LAN用）のトナーカートリッジにリサイクル製品の一部導入。（本省） ・重要文書以外は、適当な大きさに裁断してメモ用紙として再利用。（本省、消防庁） 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌、コピー用紙、新聞紙、カン類、ビン類、可燃物、不燃物の分別回収を実施。 ・各事務室に分別回収ボックスを配置。 ・個人用のゴミ箱についても分別収集の対象としている。 ・重要文書以外の文書はシュレッダーを使用しないよう指導。 ・コピー機、FAX、プリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収を実施。 ・給湯室に三角コーナーを設置。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能なトナーカートリッジを可能な限り導入した。 	公正取引委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等の調達に当たっては、詰め替え可能なものを選択している。 ・事務用椅子は、環境負荷低減のため、廃棄時の分解が容易に行えるリサイクル設計の製品を購入している。 ・各部局において、独自に分別用ボックスを設置し、対応している。 ・シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに使用するよう職員に周知している。 ・コピー機・パソコンプリンターの使用済みトナーカートリッジ等は、リサイクル可能なものは、一カ所に集め定期的に業者に回収してもらっている。 ・厨房及び食器等洗浄場所において、生ゴミが流れないように水切を配置している。 	宮内庁

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え品が市販されているものは、極力、詰め替え品を購入するなど抑制に努めている。 ・物品購入に当たっては、推奨リストを参考にするなど、できる限りリサイクルしやすい製品を優先的に選択するよう努めている。 ・室内にビニール・プラスチック用のゴミ箱を設置し、分別回収を実施している。 ・分別回収ボックスは、人数に応じて配置している。 ・人数に対して適当なゴミ箱を配置している。 ・シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみに制限するよう検討している。 ・トナーカートリッジの回収は行っているが、リサイクルについては検討中である。 	会計検査院
(3) 環境汚染等の防止に配慮した各種行政事務の実施	
(ア) 環境汚染等の防止	
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、ばい煙発生施設の測定を定期的実施。 	総理府
<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー及び焼却炉の適正運転及び定期的な測定を実施し、適正な排出の維持を図っている。(本庁) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に特定施設の水質検査を実施し、適正な排水の維持を図っている。(本庁) ・大気汚染物質の測定を行い、排出量を把握している。(試験研究施設) 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁物質については、毎月環境測定を実施し、常に排出量を把握し適切に処理している。(試験研究施設) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉の使用中止。(地方) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設のばい煙量を測定し、適切な管理に努力。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房熱源は、天然ガス・灯油に切替済み。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・現有のばい煙発生施設の設備で基準値を満たしている。 ・排出基準及び排水基準の遵守の徹底に努めた。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査業務を業者に委託し、基準値をオーバーした場合は、その都度、設備の改善等を実施するとともに常に基準値を下回るよう監視。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・中水道設備の使用により水質汚濁物質の排水量を削減。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、下水の水質検査を実施し、水質基準の遵守を徹底。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙排出量調査を年2回実施している。 	宮内庁
<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の庁舎排水分析を行うなどして適宜適正に管理している。 	会計検査院

4 環境保全に関する職員に対する研修等の実施

具体的取組事例	省庁名
(1) 職員の環境保全意識の向上	
(ア) 環境に関する研修及び情報提供の積極的実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁主催「率先実行計画説明会」に参加した。 	警察庁
<ul style="list-style-type: none"> ・環境研修センターでの研修及びビル管理技術者講習の受講等、計画的に実施している。 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・率先実行計画の周知徹底を図るため、地方支分部局職員等を対象とした説明会を全国11カ所において開催している。 	環境庁
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANに「率先実行計画」や「夏期の軽装の励行」について掲示し、職員に周知徹底を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・採用試験に環境に関する設問を設定。(本省) 	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ・各国との外交官交流の一環として途上国からの環境に関する研修生等に対し、積極的に対応。(本省) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用 種研修、新任係長研修及び国立学校等地区別係長研修において、環境問題の講義を取り入れた。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・初任施設担当職員研修及び施設担当係長研修において、環境保全に関する講義等を実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学等部課長会議などにおいて、率先実行計画の趣旨の徹底を図った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全だけを目的とした研修の実施は行っていないが、種職員を対象とした「政策研修」において環境に関する講義を設け、職員の環境に対する意識の啓発を図っている。 	厚生省

具体的取組事例	省庁名
<ul style="list-style-type: none"> ・研修要領に基づき、計画的に研修を実施しており、平成9年度においても事務系等職員を対象として12コースで環境問題を研修カリキュラムとして実施したほか、技術系職員を対象とした専門研修を実施した。 ・環境研修については、年度当初に公文で職員に周知徹底。 ・環境に関するシンポジウム研修会への職員の積極的な参加を奨励。 ・当省で実施する任用試験で環境に関する設問を設定(6種類)。 ・途上国からの環境に関する研修生等に対し、窓口担当課を通じて、積極的対応に努力した。 	農林水産省
<ul style="list-style-type: none"> ・JICAの研修において、環境に関する講義を実施。 	運輸省
<ul style="list-style-type: none"> ・郵政研修所及び郵政大学校における授業の中で、環境保全に関する意識啓発を図った。 ・電気通信研修所の電波監視科訓練の中で、電磁環境対策の授業を実施した。 ・省機関誌において、環境保全に関する啓発記事を定期的に掲載。 	郵政省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁主催「率先実行計画に関する地方支分部局等職員説明会」に参加した。(本省) 	自治省
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が参加できる環境保全活動の情報提供を行っている。 ・環境庁主催の研修会等の機会があれば周知し、参加を促している。 	人事院
<ul style="list-style-type: none"> ・環境研修を計画的に実施している。 ・職員が参加できる環境保全活動に対し、必要な情報の提供を実施した。 ・環境に関するシンポジウム等への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図った。 	宮内庁
(イ) 環境保全活動への職員の積極的参加の奨励	
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が主催する環境美化運動に積極的に参加等。(地方) 	防衛庁
<ul style="list-style-type: none"> ・一斉清掃活動への参加を呼びかけ、また、環境への意識の高揚を図るため、「環境の日」に係るポスターを掲示。(本省) 	大蔵省
<ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ関周辺の一斉清掃活動に参加を希望した職員はすべて参加した。 	文部省
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への参加を目的としては特に対策を講じていないが、年次休暇取得促進の観点から、職員が休暇を取りやすい環境づくりに取組むよう各種会議等を活用して指導している。 	厚生省
<ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇の積極的使用により対応することとなるが、年次休暇が取りやすい環境づくりのため庶務課長会議等の場を通じて周知徹底。 	農林水産省

率先実行計画に係る取組に対する評価及び今後の課題

総 理 府

取組に対する評価

- ・ 低公害車（ハイブリッド車）の導入を開始した。
- ・ 職員が業務上使用する自転車の導入を図った。
- ・ 用紙類の使用量の削減について前進が見られた。
- ・ 庁舎から排出される廃棄物の量の削減について前進が見られた。
- ・ 庁舎の窓ガラス及び照明器具について、より省エネ性の高いものへ更新した。

今後の課題

- ・ 更なる低公害車の積極的な導入を進める。
- ・ 昼休み時間帯における一斉消灯の更なる励行等により、庁舎内のエネルギー使用の効率化を進める。

警察庁

取組に対する評価

- 1 文具等の購入に際して、リサイクル商品を積極的に導入している。
- 2 昼休みの消灯の推進を庁内放送で行っている。

今後の課題

- ・ 環境に優しい商品の導入・使用を職員一人一人に呼びかけ、理解と協力を図りたい。

公害等調整委員会

取組に対する評価

- ・ 物品の購入等の際、再生紙、再生品を使用するよう徹底を図った。
- ・ 共用自転車を導入した。

今後の課題

- ・ 公用車の次期交換時（平成14年度以降）において、低公害車、低環境負荷型自動車の導入を検討する。

総務庁

取組に対する評価

- ・ 再生品の使用については、かなりの進展が見られた。

今後の課題

- ・ 平成12年度に向けて紙の使用量の抑制の継続的实施。
- ・ 引き続き再生品の利用拡大と製品情報の収集。
- ・ 低公害車導入の検討。

北海道開発庁

取組に対する評価

- ・ 共用自転車の導入。
- ・ 文具類について、再生材料から作られるリサイクル製品の購入。

今後の課題

- ・ 両面コピー、使用済み用紙の裏面使用、使用済み封筒の再利用を、より一層促進し、ペーパーレス化に努める。

防 衛 庁

取組に対する評価

- ・ 用紙類の使用量削減については、成果が見られた。
- ・ バージンパルプの使用量削減については、再生紙調達の周知が図られたことにより、大きな成果が得られた。
- ・ 公用車ガソリンの使用量削減については、成果が見られた。
- ・ 電力使用量については、大規模研究施設等の新設が対前年度比増の一因となった。
- ・ 上水の使用量削減については、成果が見られた。
- ・ 廃棄物、可燃ゴミについては対前年度比増となったが、庁舎移転に備えた文書等処分を行ったこと、例年に比べて文書等処分を行った機関が多かったこと、小型焼却炉の廃止を行い業者に処分委託を行うようになったこと等が原因として考えられる。

今後の課題

- ・ 引き続き率先実行計画の目標値に向けて、可能な限り努力してまいりたい。

経 済 企 画 庁

取組に対する評価

- ・ 率先実行計画に係る取組については、着実に実施が進んでいる。

今後の課題

- ・ 引き続き積極的に取り組んでいきたい。

科学技術庁

取組に対する評価

再生紙の使用、省エネルギー型OA機器の導入、公用車利用の合理化、夏期における軽装等、環境保全に向けての各々の意識の高揚等が見られた。

官用車の調達については低環境負荷型車1台の導入をおこなった。なお、低公害車については後年度における対応となり前進しなかった。

今後の課題

ある程度の実施ボリュームがあり、頻度の高い調達や知識として理解度の高い項目については、関係者の理解・協力が得られ易い傾向があり、また、再生紙等の調達のように環境が整っている場合には対応が容易なので、職員全体に対する理解を得ることが極めて重要と考えられるため、更に各項目毎にきめ細かな啓蒙に努めることがまず必要である。

環 境 庁

取組に対する評価

- 1 環境庁における率先実行計画の実施状況を、政府の目標数値との関係でみると、昨年度と同様に、既に目標を達成している項目もあるものの、初年度の平成7年度に比べ後退しているものなど、平成12年度の目標と乖離している項目が少なくなく、平成12年度に向けて、より一層の強力な取組の推進が必要である。
- 2 機関別に見ると、「本省庁」では昨年度よりも実績は向上している項目もあるが、現状のままでは平成12年度の目標達成がおぼつかないと思われるものも少なくない。また、国立環境研究所等の「地方支分部局」では昨年度の実績とほぼ同様であり、実績の向上が図られていない項目がみられる。
- 3 率先実行計画において目標が定められている項目のうち、環境庁において今後、特に取組が必要となるものは、以下のとおりである。
 - ・低公害車については、平成10年度は、大臣車に天然ガス自動車の導入等により、計4台導入した結果、保有総数は10台、通常の行政事務の用に供する公用車全体に占める割合は7.9%となっている。今後、目標数値達成のため、平成10年度に策定した導入計画等に沿って、今後とも積極的に導入する必要がある。
 - ・事務所の単位面積当たりの電気使用量については、現状比で3%減少であり、また、事務所の単位面積当たりの上水使用量は、現状比でほぼ横這い状態となっているが、率先実行計画に定める政府の目標（現状比で概ね90%以下）には達していない。これは、昼休みの一斉消灯等の比較的容易に実施できる取組が未だ一部の部署では徹底されていないという取組の不徹底さが一つの原因となっているのではないかと考えられる。
 - ・公用車で使用する燃料の量については、ガソリンが昨年度とほぼ同数値で推移し、現状比で27.5%増加と目標数値と乖離しており、公用車の利用形態、運転方法等の改善等の検討の必要がある。

「現状比」とは「平成7年度比」をいう。

今後の課題

- 1 目標年度である平成12年度が間近に迫っており、また、環境庁としては率先実行計画の推進に係る政府の事務局をつとめる立場から、環境庁の実績数値が、政府全体に係る各目標数値を確実に達成できるように、より一層積極的・計画的に取組を推進していく必要がある。
- 2 また、実績数値の把握についてはこれまで年1回しか行ってこなかったが、今後は、定期的な把握が可能な項目については、極力、部局単位等適切な単位により年度の途中で中間的に把握し、きめ細かい進行管理をしていく必要がある。
- 3 さらに、率先実行計画について、職員一人一人が再認識し、理解を一層深めてもらうとともに、自主的な取組を促す観点から、環境保全に関する研修・情報提供等を一層充実・強化していく必要がある。
- 4 なお、個別事項に係る取組については、平成12年度における政府の目標数値に現時点において達していない「低公害車の導入」「電気使用量の削減」「上水使用量の削減」「公用車で使用する燃料（ガソリン）の量」「廃棄物の量の削減」「廃棄物中の可燃ごみの量」の各項目について、目標数値の達成に向けて、昨年度以上に、率先実行計画等に基づく取組を全庁を挙げて特に強力に推進するものとする。
また、既に目標数値を達成しているものについても、さらに大きく上回ることができるよう引き続き努めるものとする。

沖 縄 開 発 庁

取組に対する評価

- ・ 共用自転車を導入した。
- ・ 事務消耗品の購入に際し可能な限りリサイクル商品を導入した。
- ・ ペーパーレス化の取組として庁内事務連絡等の電子メールの活用。
- ・ ミスコピー紙の再利用。
- ・ 両面コピーの活用。

今後の課題

- ・ リサイクル商品の情報収集を行い利用拡大を進める。
- ・ 両面コピーの徹底。

国土庁

取組に対する評価

国土庁においては、率先実行計画を着実に実施するため、平成8年5月に「環境基本計画率先実行計画推進のための当面の取り組みについて」を策定し、当面重点的に取り組むべき具体的事項を明確にした上で、その実施に努めるとともに、特に、平成9年4月に「国土庁内コピー削減行動計画」を定める等、環境負荷の軽減に取り組んでいる。

本年度においては、公用車で使用するガソリンの量について対前年度比0.4%減、廃棄物量について対前年度比11.3%減となるなど、一定の成果を上げている。

一方、低公害車の導入については、検討を進めているものの、燃料充填設備等の整備、購入後のメンテナンス等の問題があり、未だ導入には至っていない。

全体としては、取組目標の達成に向け一層の努力が必要であると考えている。

今後の課題

今後の課題としては、さらなる環境負荷の軽減に向け、目標の具体化、目標時期・責任体制の明確化を図る必要があるとかがえている。

法 務 省

取組に対する評価

- ・ コピー用紙は全て再生紙を使用した。
- ・ 用紙類の使用量の削減を図った。
- ・ 文具類について努めてリサイクル製品を使用した。
- ・ 文具、洗剤等の容器を再利用し、内容物の詰替えを推進した。
- ・ 率先実行計画の周知による個々の職員の意識の喚起。
- ・ ゴミの分別を推進した。
- ・ ノーカーデーに積極的に参加した。
- ・ 地方支分部局担当者の取組みがより協力的になった。
- ・ 消耗品、物品等の使用、廃棄段階での取組みが不十分。
- ・ 局単位で可能なものはほぼ徹底。
- ・ 両面印刷・コピーの徹底に努めた。
- ・ 取組みの前進が見られた。
- ・ 環境負荷の少ない製品を積極的に導入した。

今後の課題

- ・ ゴミの排出をより削減する。
- ・ コピー機、プリンターのトナーのリサイクルをより促進する。
- ・ 再生紙その他のリサイクル製品を使用するよう、更に努力する。
- ・ ペーパーレス化を促進する。
- ・ 職員への周知方法の工夫、環境の整備。
- ・ 対外的な機関等の理解を得る。
- ・ 両面印刷・コピーを更に推進する。
- ・ 環境への負荷の少ない製品を選択するための情報収集。

外務省

取組に対する評価

- ・ コピー用紙の再生紙利用率を100%とした。
- ・ 秘密文書類は省内で焼却処理してきたが、再利用可能な大型シュレッダーを導入し、文書類の約75%をリサイクルできるようにした。

今後の課題

- ・ 両面コピーの徹底。
- ・ 廃棄物の分別体制のより一層の充実と、再利用率の向上をはかる。

大 蔵 省

取組に対する評価

- ・ 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮については、各種施策について前年度に引き続き積極的な取組に努めた。
特に、公用車の更新に当たり、ハイブリッド自動車を1台購入し、低公害車の導入が進んだ。
- ・ 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮については、本項目は、庁舎の建て替え等官庁営繕計画の中で施策を推進していかなければならないものが多いことから、当省の努力は、自ら限界があるが、対応可能な施策については、積極的な取組に努めた。
- ・ その他行政事務に当たっての環境保全への配慮については、各種施策について前年度に引き続き積極的な取組に努めた。
特に、女子用便所6か所に流水音発生器付便座を設置し、節水に努めた。
また、職員が使用する共用自転車3台を購入し、導入に当たっての利用方法等について説明会を実施するとともに、利用方法について電子掲示板により周知し、積極的に取り組んだ。

今後の課題

- ・ 省エネ商品は環境によいが、割高な物が多く経済的ではない場合があるが、予算執行上可能な限り、引き続き環境に負荷の少ない商品を購入等するよう努めたい。
- ・ 事務量の増加傾向にあって、事務室の昼休み消灯、一斉定時退庁日の実施は困難な事ではあるが、職員に趣旨の周知を図ることにより、事務室の省エネに努める。

文 部 省

取組に対する評価

- ・ 用紙類の使用量は少し増加したものの、再生紙の使用の割合が高まったため、購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量は減量した。
- ・ 公用車のうち通常の行政業務の用に供するものにしめる低公害車の割合は、車種等の理由で十分普及しているとはいいにくいですが、可能な地域より導入することにより増加した。
- ・ 公用車で使用する燃料の量は、事務連絡等の公用車の利用の抑制や、可能な限りでの相乗り等を行うことにより減少した。
- ・ エネルギー供給施設等で使用する燃料の量は、使用燃料の変更があったため、一概にその増減を評価することは困難である。なお、随時、環境負荷の少ない施設へと転換している。
- ・ 事務所の単位面積当たりの電気使用量は、OA機器の普及、教育研究に伴う大型機器の導入等により増加した。
- ・ 事務所の単位面積当たりの上水使用量は、自動水洗装置、自動洗浄装置、流水音発生装置（フラッシュバルブ）の設置等により減少した。
- ・ 事務所から排出される廃棄物の量は、ごみ焼却炉の使用を取り止めたことにより増加した。

今後の課題

- ・ 購入する物品については予算や会計法令上の制約の下で可能な限り環境負荷の少ない物を購入するとともに、不要となった物については可能な限りリサイクルを行うよう努める。

厚生省

取組に対する評価

- ・ 公用車燃料の使用量を平成9年度と比較すると、ガソリン、軽油が、減少しており、天然ガスが増えている。これは、天然ガス自動車等の低公害車の導入が進んだことによるものと思われる。
- ・ エネルギー供給施設の燃料のうち灯油使用量が平成9年度と比較して増加している原因としては、都市ガスのみにも頼っていた施設が、都市ガスと灯油の併用に切り替えたこと等が挙げられる。
- ・ 単位面積当たりの電気使用量が平成9年度と比較して増加している原因としては、定員削減による超過勤務時間の増加、OA機器類のさらなる導入等が挙げられる。
- ・ 廃棄物量（地方支分部局）が平成9年度と比較して増加している原因としては、施設内の焼却炉による焼却量が減少し、業者への委託量が増えたため、委託量でカウントしている廃棄物量が増加したことが挙げられる。

今後の課題

- ・ 低公害車については、1割導入めざし、引き続き導入を推進。
- ・ エネルギー・電気使用量については、できるかぎり節電・省エネを行う等で減量化へ向けた取組を推進。
- ・ 廃棄物については、分別をより一層推進する等して、廃棄物減量化及び適正処理に向けた取組を推進。
- ・ 率先実行計画のより多くの職員への周知。

農 林 水 産 省

取組に対する評価

- ・ 用紙類の木材パルプ使用量は、再生紙の混入割合がより高いものを使用した結果、前年度に比べ本省庁では横ばい状態であるが、出先機関においてはやや減少した。また、用紙使用量は、会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、省内LANの整備等によって全体としては、前年度並みにとどまった。
- ・ 上水使用量は、本省庁において男子用小便器に感知式洗浄弁、女子用トイレに流水音発生装置、すべての洗面台に感知式自動水栓に改良済みであり、前年度に比べやや減少した。
- ・ 電気使用量は、本省庁においてプログラム制御により事務室の一斉消灯（昼休み、夜間）を行い、使用量の削減に努めたが、省内LAN整備に伴いOA機器が大幅に普及した結果、前年度に比べやや増加した。
- ・ 可燃ゴミ量は、本省庁、地方農政局等において、リサイクルボックスを1人1個配布し、再利用を奨励したこと等により、前年度に比べ本省庁では約3割減少したが、出先機関ではやや増加した。
- ・ 本省庁において共用自転車の本格導入がなされた。（6台）

今後の課題

- ・ 出先機関における可燃ゴミの削減を図る。
- ・ 低公害車の導入についての導入計画を速やかに策定する。
- ・ 個別製品リストの積極的な活用を図るように検討する。

通 商 産 業 省

取組に対する評価

- ・ 公用車への低公害車の導入状況は、平成10年度に天然ガス車1台、ハイブリッド車2台を導入し、低公害車保有割合は確実に上昇している。
- ・ 空調機器の運転の適正化、夜間のエレベーターの間引き運転、蛍光灯の省エネルギー型への切り替え等、環境に配慮した庁舎管理に努めている。
- ・ 配付資料等については、個人用パソコンの導入が進んだことにより、可能な限り電子データ、E-mail、共有ドライブ、電子掲示板等を利用して用紙の使用量の削減に努めた。
- ・ 資料の大きさ(A4版)の統一はほぼ徹底されており、ページ数や部数の削減も一定の成果が出ている。
- ・ 両面コピー、裏面の利用も大分徹底されてきている。
- ・ 宛先を鉛筆書きにするなど使用済み封筒の再利用も進んでいる。
- ・ タクシー、公用車の利用は可能な限り削減、相乗りの奨励に努めている。残業の削減にも庁内放送、定時退庁日の励行などにより努めている。
- ・ ごみの分別回収はペットボトルの回収ボックスを設けるなど概ね徹底されている。
- ・ 中部通商産業局においてはISO 14001を取得するなど、積極的な率先実行の取組が進められている。
- ・ 個人レベルにおいては、確実に意識が高まってきている。
- ・ 照明やパソコンを無駄につけっぱなしにしているなど一部の課室、職員で取組が進んでいないところがある。

今後の課題

- ・ 両面コピーについては、コピー機の性能上紙が詰まりやすい、遅いなどの制約があり性能アップが望まれる。
- ・ 来庁者に対して、自動車の利用を抑制するように進めることは、難しい面もあり現在のところ十分に行われていないが、可能な限り取組を強化することも必要。
- ・ 関係団体等への周知徹底も図る必要がある。
- ・ 無駄なコピーの削減、資料の回覧の迅速化、電子媒体のさらなる活用を図ることにより用紙の使用量を削減する。
- ・ リサイクルに対する取組は一定の成果が得られてきている。今後は、リデュース、リユースの取組が重要である。
- ・ 本調査結果等を更に省内にフィードバックする等周知徹底をもっと図り、個人レベルでの意識改革を推進していくことが課題である。

運輸省

取組に対する評価

- ・ 「用紙類中に初めて使用する木材パルプの使用量」は、再生紙を使用する傾向が高まったこと等により減少した。また、本省においては、用紙類の使用量について改善が見られた。
- ・ 本省において「ノーカーデー」の実施等により、「公用車で使用する燃料の量」が昨年より減少した。
- ・ 職員が業務上使用する共用自転車を5台導入した。
- ・ 低公害車について、平成12年度までの導入計画を策定した。
- ・ 昼休み及び勤務時間後の不要な照明の消灯を職員へ周知する省内放送を行った。

今後の課題

- ・ 平成10年度現在で目標を達成しているものについては、さらに目標を上回ることができるよう、また、目標を達成していないものについては、目標の達成に向け、率先実行計画等に基づく取り組みを引き続き積極的に取り組んでいきたい。

郵 政 省

取組に対する評価

郵政省では、「環境基本計画」及び「率先実行計画」を積極的に推進するため、平成9年3月13日、「郵政省環境基本計画」を決定。

平成11年3月29日には、「郵政省環境基本計画」の第2回フォローアップを実施し、環境負荷の低減に向けた取組の着実な実施が図られたところ。

今後の課題

さらに、職員一人一人への周知徹底も含めた取組の積極化を図る。

労働省

取組に対する評価

- ・ 再生紙の利用は積極的である。
- ・ 物品の購入の際、省エネの機能付のものを積極的に購入している。

今後の課題

- ・ 低公害車の導入割合を高めること。

建設省

取組に対する評価

- ・ 「用紙類中に初めて使用する木材パルプの使用量」は、再生紙を使用する傾向が高まったこと等により減少した。
- ・ 「事務所の単位面積当たりの電気使用量」は、P R効果により若干減少した。

今後の課題

- ・ 「用紙類の使用量」は、普及したO A機器の有効活用等による減量を図ること。
- ・ 「用紙類中に初めて使用する木材パルプの使用量」は、再生紙を使用していない機関の再生紙使用の普及等による減量を図ること。

自治省

取組に対する評価

- ・ 昨年度に比べ新たに取り組んだ項目はないが、昨年度と同様に率先実行計画の目標の実現に努力した。(本省)
- ・ 公用車をガソリン車から天然ガス自動車に買い換え、大気への影響に配慮した。(消防庁)
- ・ 昨年度に引き続き100%再生紙の使用等による再生品使用の励行、節電に努めている。(消防庁)

今後の課題

- ・ 率先実行計画の数量的目標のうち、平成10年度現在で目標を達していないものの平成12年度における目標の達成を含め、率先実行計画の実施に引き続き努力する。

内閣法制局

取組に対する評価

- ・ 特になし。

今後の課題

- ・ 特になし。

人 事 院

取組に対する評価

電気機械器具等の購入の際には、経済性や環境面に配慮したものを導入しており、省エネ性に対する取組としては評価できるものと考えている。

しかし、再生紙等の活用については今後検討の余地もあると考えられるので引き続き努力したい。

今後の課題

再生紙等リサイクル市場において金額が高いものについては、業者の選定のあり方も含めて今後どのようにして取り組んでいくか検討が必要である。

また、低公害車の導入については、現在予算上、天然ガス車等の要求が出されているが、これに限らず、排気ガスのより少ない車種等の導入についても検討が必要と思われる。

公正取引委員会

取組に対する評価

- 1 紙の使用量の抑制、使用済み用紙の再利用（使用済みの用紙やミスプリント等の用紙の裏面を活用）等を積極的に図ること等により、事務所から排出される廃棄物の量が前年度に比べ大幅に削減できた。
- 2 再生紙の利用について、コピー紙等の再生紙を利用しているものについては可能な限り古紙利用率の高いものを導入するとともに、再生紙の使用可能なものについては再生紙への切替を順次行った。
- 3 コピー用紙はグリーンマークとエコマーク入りの再生紙を使用し、その他封筒、紙製フラットファイル、インデックス紙、付箋紙、板目紙、綴込表等、一括購入している紙製品については、特段の事情がない限り再生紙を使用した製品を購入した。
- 4 推奨リストを参考としハイブリット車5台、低環境負荷型自動車（申請中）2台を購入し、低公害車等の割合を36.8%とした。
- 5 共用自転車を導入し、近距離の移動については極力これを利用することにより、公用車の利用を抑制した。
- 6 庶務主任会議等の各種会議の場を捉え、環境保全（節水・節電、リサイクル、ごみ減量、残業縮減など）に関する職員の意識啓発を促進した。

今後の課題

- 1 パソコンが全職員へ整備されたことに伴うさらなるペーパーレス化の促進を図る。
- 2 電気使用量の削減に関し、省エネルギーに配慮した特定機器の導入等を進めるとともに、直近階への移動の際の階段利用、不要時・不要箇所の消灯等の個々の取組の徹底を引き続き行う。
- 3 再生紙及び再生品の使用に引き続き努める。
- 4 リサイクル資源となり得る物を職員に周知し、ゴミの減量化を図る。
- 5 分別回収ボックスを執務室内に適切に配置するとともに、個人用ごみ箱を順次減らしていく。
- 6 率先実行計画の個々の取組を徹底するため、職員に対する環境保全に関する研修・情報提供をより一層強化する。
- 7 その他、率先実行計画等に基づく取組を引き続き積極的に推進する。

宮内庁

取組に対する評価

- ・ 環境負荷の少ない製品、原材料の選択を積極的に進め、併せて環境負荷の削減のため資源利用の節約、自然環境の保全に努め、リサイクルの推進等を行った。

今後の課題

- ・ 平成10年度に導入したハイブリッド自動車の運行状況等を考慮し、できるだけ早い時期に低公害車を導入するよう検討し、低公害車の保有割合を高めるよう取り組んでいきたい。

会 計 検 査 院

取組に対する評価

- ・ 特に省エネルギー型機器の設置など、環境負荷の削減に努めた。
- ・ 環境汚染等の防止に努めた。

今後の課題

- ・ 今後も、率先実行計画の趣旨を周知し、その実行に努めたい。

金融再生委員会

取組に対する評価

- ・ 平成10年6月に設立したため、取組は設けていない。

今後の課題

- ・ 早期に取組むべき目標を設定する。

平成10年度における率先実行計画実施状況調査対象範囲一覧

総 理 府	国立公文書館、迎賓館、日本学術会議、国際平和協力本部
警 察 庁	管区警察局、警察通信部、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部
公害等調整委員会	-
総 務 庁	管区行政監察局、沖縄行政監察事務所、青少年・北方対策本部、統計センター
北海道開発庁	北海道開発局
防 衛 庁	統合幕僚会議、幕僚監部、統合幕僚・幹部・幹部候補生学校、防衛・防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、自衛隊中央病院、調達実施本部
防衛施設庁	防衛施設局
経済企画庁	-
科学技術庁	各研究所、水戸原子力事務所
環 境 庁	国立環境研究所、環境研修センター、国立水俣病総合研究センター
沖縄開発庁	沖縄総合事務局
国 土 庁	小笠原総合事務所
法 務 省	法務局、矯正管区、地方更生保護委員会、地方入国管理局、研修所、最高・高等検察庁
公安調査庁	公安調査局
外 務 省	外務研修所
大 蔵 省	税関研修所、関税中央分析所、財政金融研究所、証券取引等監視委員会、会計センター、財務局、税関、印刷局、造幣局
国 税 庁	国税局、税務大学校、醸造研究所、国税不服審判所
文 部 省	各大学、各短大、各高専、各養護学校、各大学共同利用機関、大学入試センター、学位授与機構、財務センター、各研究所、科学博物館、国立リハビリテーション記念青少年総合センター、各国立青年の家、各少年自然の家、婦人教育会館、日本学士院
文化庁	各研究所、各博物館、各美術館、日本芸術院
厚生省	地方医務局、麻薬取締官事務所、国立病院・療養所、各研修所・研究所、検疫所、身障者リハビリテーションセンター、光明寮、保養所、児童自立支援施設、精神薄弱児施設
社会保険庁	社会保険業務センター、社会保険大学校
農林水産省	地方農政局、北海道統計情報事務所、農業研究センター、各研究所・試験場、国際農林水産業研究センター、各検査所、農林水産消費技術センター、植物防疫所、動物検疫所、種苗管理センター、家畜改良センター、研修所、農業者大学校
食糧庁	食糧事務所、食糧管理講習所
林野庁	営林局、研究所、材木育種センター、研修所
水産庁	漁業調整事務所、各研究所、真珠検査所、さけ・ます資源管理センター、水産大学校
通商産業省	通商産業局、鉱山保安監督局・部、工業技術院、製品評価技術センター、通商産業研究所
資源エネルギー庁	-
特許庁	-
中小企業庁	-
運 輸 省	地方運輸局、港湾建設局、地方航空局、各研究所・大学校・訓練所・研修所、船員労働委員会
海上保安庁	海上保安大学校
海難審判庁	高等海難審判庁
気 象 庁	-
郵 政 省	地方郵政監察局、地方郵政局、地方電気通信監理局、沖縄郵政管理事務所、各研究所
労 働 省	労働基準局、労働基準監督署、青少年婦人室、公共職業安定所、各研究所
中央労働委員会	地方事務所
建 設 省	地方建設局、各研究所、建設大学校、国土地理院
自 治 省	自治大学校
消 防 庁	消防研究所、消防大学校
内閣法制局	-
人 事 院	地方事務局、沖縄事務所、公務員研修所
公正取引委員会	地方事務所
宮 内 庁	京都事務所、正倉院事務所、御料牧場
会計検査院	-
金融再生委員会	-
金融監督庁	-